

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

Doc. No. 3511-F

(246)

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

EVIDENTIARY DOCUMENT NUMBER 3511-F

TITLE: Bound Volume(White) entitled "Separate Record of Public
Document" (KOBUN-BETSU-ROKU). "cabinet, No.4"

SOURCE: Cabinet Secretariat

MICROFILMING

Document 3511-F Source: Cabinet Secretariat
has been microfilmed on 27 Oct 1948 for
permanent historical record.

(None) (Part) of this document had been extracted for court use.

F. MATTISON
Files Unit
Document Division

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc No 3511-F

Date 8 August 1947

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Bound Volume (White) entitled
"Separate Record of Public Document" (KOBUN-BETSU-ROKU).
"Cabinet, No. 4"

Date: Jan-June 1941 Original Copy Language: Jap

Has it been translated? Yes No

Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL

IPS Document Division

SOURCE OF ORIGINAL

Cabinet Secretariat

PERSONS IMPLICATED

Cabinet Members (See names below)

CRIMES OR PHASE TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE

Preparations for war - Propaganda and thought control;
IRAA

SUMMARY OF RELEVANT POINTS

Items 1 and 2 are secret cabinet decisions pertaining to plans for Japanese thought control of "Greater East Asia" countries with an outline of government measures to be taken and plans for thought movements given.

Item 1: Drafted on January 13, 1941
Decided by the Cabinet meeting on January 14
Signed by the Premier KONOYE, Fumimaro
and the Ministers of:

Foreign Affairs	MATSUOKA, Yosuke
Home Affairs	HIRANUMA, Kiichiro
Finance	KAWADA, Isao
Army	TOJO, Hideki
Navy	OIKAWA, Koshiro

Doc No 3511-F

Page 1

Justice	YANAGAWA, Heisuke
Education	HASHIDA, Kunihiko
Agriculture &	
Forestry	ISHIGURO, Tadaatsu
Commerce & Industry	KOBAYASHI, Ichizo
Communication	MURATA, Shozo
Railways	OGAWA, Gotaro
Overseas Affairs	AKITA, Kiyoshi
Welfare	KANAMITSU, Tsunoo
Without Portfolio	HOSHINO, Naoki

Unification of the Idea to Lead the Various Bodies
in East Asia (Secret)

The cabinet meeting is asked by the Premier.

1. To lead East Asia in accordance with the spirit of the joint declaration of Japan, Manchuria and China issued on the 30th of November, 1940.

To lead them so as to stamp out the movement to obscure the sovereignty of the Imperial Country and which is contrary to the spirit of the foundation of Japan.

2. To let I.R.A.A. take charge of enlightening the various thought movement bodies regarding the establishment of a new order in Greater East Asia, under the leadership of the Japanese Government.

Item 2: Drafted on June 9, 1941
Decided on June 10, 1941

Signed by the same as those in Item 1 with the following exceptions:

Commerce & Industry	TOYODA, Teijiro
Without Portfolio	OGURA, Masatsune
	SUZUKI, Teichi

Measures to be Taken by the Government for the
Unification and Strengthening of the Movements to
Promote East Asia (Secret)

The government will take the following measures, as I.R.A.A. decided the gist of the plans for strengthening and unifying the movements to promote East Asia:

證明書

「ワシントン」文警局 第 號
國際 檢 察 部 第三五〇一F 號ノ一

典據及び公正ニ關スル證明

余、佐藤朝生ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ
内閣事務官 トシテ、日本政府ト公的關係ニ在
ルモノナルコト、竝ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セ
ラレタル、十一頁ヨリ成ル、千九百四十二年ノ昭和
十六 年ノ一月十四日、下記題名、即チ 興亞諸團體
ノ指導理念統一ニ關スル件
ノ文書ノ
保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及び文書ガ日本政府ノ公文書ナ
ルコト、竝ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類
及び綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。ハ若シアラバ該番號又
ハ引用、其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名
稱ヲモ待記スベシ
内閣官房

千九百四十六年^七ノ昭和二十二年ノ 十二月十九日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

右ノ者ノ公的資格

證人

佐藤朝生
内閣事務官
井川有之

公式入手ニ關スル證明

余、エズカ^七 SHIMODAIBA、余ガ聯合國最高指揮官總司
令部ニ關係アルモノナルコト、竝ニ上記題名ノ文書
ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シ
タルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年^七ノ昭和二十二年ノ 十二月十九日

東京ニ於テ署名

氏名欄

右ノ者ノ公的資格

證人

Shimodaiba
Inspector, ICS
J. F. Morrison

Mom

Checked by FEGEN

TRANS
MAMIYA

C E R T I F I C A T E

W.D.C. No. _____

I.F.S. No. 3511A

Statement of Source and Authenticity

I, SATO Tomoo hereby certify that I am officially connected with the Japanese Government in the following capacity: Cabinet Secretary

and that as such official I have custody of the document hereto attached consisting of 17 pages, dated June 10, 1941, and

described as follows: Government Measures for strengthening and that ~~and~~ the Rise of Asia Movement ~~and the development of the movement for develop-ment of ASIA by the JAPANESE Government~~

I further certify that the attached record and document is an official document of the Japanese Government, and that it is part of the official archives and files of the following named ministry or department (specifying also the file number or citation, if any, or any other official designation of the regular location of the document in the archives or files): Secretariat, Cabinet

Signed at TOKYO on this 19 day of DEC, 1946.

SATO Tomoo
Signature of Official

Witness: IKAWA Katsuichi SEAL

Cabinet Secretary
Official Capacity
SEAL

Statement of Official Procurement

I, HENRY SHIMOTIMA, hereby certify that I am associated with the General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers, and that the above described document was obtained by me from the above signed official of the Japanese Government in the conduct of my official business.

Signed at TOKYO on this 19 day of DEC, 1946

HENRY SHIMOTIMA
NAME

Witness: J. F. MUNROE

INVESTIGATOR, I.P.S.
Official Capacity

3511-F

「ワシントン」文書局 第 號
國際 檢 察 部 第三五一一F 號、ニ

典據及び公正ニ關スル證明

余、佐藤朝生ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ
内閣事務官 トシテ、日本政府ト公的關係ニ在
ルモノナルコト、竝ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セ
ラレタル、十七頁ヨリ成ル、千九百四十一年ノ昭和
十六 年ノ六月十日附、下記題名、即チ與五運動ノ
強化統一ニ關スル政府トシテ、措置ニ關スル件
ノ文書ノ
保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及び文書ガ日本政府ノ公文書ナ
ルコト、竝ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類
及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。ハ若シアラバ該番號又
ハ引用、其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名
稱ヲモ特記スベシ) 内閣官房

千九百四十六^七年ノ昭和二十二年ノ十二月十九日

東京 ニ於テ署名

當該官吏署名欄

右ノ者ノ公的資格

證 人

佐 藤 朝 生
内 閣 事 務 官
井 山 克

公式入手ニ關スル證明

余、HENRY SHIMONEDAハ、余ガ聯合國最高指揮官總司
令部ニ關係アルモノナルコト、竝ニ上記題名ノ文書
ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シ
タルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六^七年ノ昭和二十二年ノ十二月十九日

東京 ニ於テ署名

氏 名 欄

右ノ者ノ公的資格

證

Henry Shimoda
Inspector, IPS
J. F. Munnroe

~~Checked by Yamamoto Teiichi nov. 8-47~~

IPS Doc. 3511 F
Item 2

Cabinet "KO" No. 213.

Proposed : June 7, 1941.

Decision at the Cabinet conference: June 10.

Premier "Fumi" (KONOYE, Fumimaro)

Chief Cabinet Secretary: TOMITA

Cabinet Secretary: INADA MITSUHASHI (Others are not clear)

Foreign Minister: "Yo" (MATSUOKA, Yosuke)

Home Minister: "Ki" (HIRANUMA, Kiichiro)

Finance Minister: KAWADA (KAWADA, Isao)

War Minister: "Hide" (TOJO, Hideo)

Naval Minister: (T.N. illegible OIKAWA Koshiro)

Minister of Justice: (T.N. illegible - YANAGAWA, Heisuke)

Minister of Education "Kuni" (HASHIDA, Kunihiko)

Minister of Agriculture and Forestry: "Tadaatsu" (ISHIGURO Tadaatsu)

Minister of Commerce and Industry: (T.N. illegible)

Minister of Communication: MURATA, (MURATA Shozo)

Minister of Railways: (Illegible OGAWA, Gotaro)

Minister of Overseas Affairs: (T.N. illegible AKITA Kyoshi)

Minister of Welfare (Illegible YASUI, Eiji)

Minister of National Affairs, KOKURA

Minister of National Affairs SUZUKI (SUSUKI Teiichi)

SEPARATE SHEET

Matters re-Government measures for the strengthening and unification of the Asia Development Movements as per annexed document. We submit the above to the cabinet conference.

Draft of Notification. (1)

June 10, 1941.

From Chief Cabinet Secretary.

To the following:

Foreign Minister
Home "
Finance "
War "
Navy "
Minister of Justice
" " Education
" " Agriculture and Forestry
" " Commerce and Industry
" " Communication
" " Railways
" " Overseas Affairs
" " Welfare
President of the Manchurian Board
President of the China Affairs Board
President of the Intelligence Bureau

The measures concerning the strengthening and unification of the Asia Development Movement have been decided at the Cabinet Conference as per the annexed document, which, we, by order here, notify you.

Draft of Notification

Jun 10, 1941

From Chief Cabinet Secretary.

To Administrative Chiefs of the Imperial Rule Assistance Association. Matters re-Government. Measure concerning the strengthening and unification of the Asia Development Movements.

In view that the principles for the strengthening and unification of the Asia Development Movements has now been decided by our Association, the Government counter-measure for it has been decided at the Cabinet Conference as per the

annexed document, and by order hereby notify you.

Re-Government measures concerning the strengthening and Unification of the Asia Development Movement.

In view that the Imperial Rule Assistance Association has decided on the principle for the strengthening and unification of the Asia Development Movements as per the annexed document, ~~xx~~ the Government shall take the following measures.

Items:

1. The Government shall accord facilities to those who join the Japan Asia Development League (Temporary title) (T.N. DAI NIPPON KOA DOMEI) in their practice of such movements.

The Government shall not accord facilities to those who carry on the movement but refuse to join the League except in special cases.

II. The Government should se guide the party that checks the strengthening and unification of the Asia Development movements so that they would wthhold their action.

N.B.

The above purport is required to be made known to the public, by appropriate means, although the text will not be made public officially.

(T.N. Attached Sheet in handwriting)

The president of a central organization in the national movement such as the Asia Development League should be a person who would take the responsibility on himself and give his all. An easy going person would be of no use. Because of this it is absolutely undesirable to let the president of the Imperial Rule Assistance Association formally hold the post concurrently.

(T.N. by) Foreign Minister MATSUOKA.

(Translated by Miyoshi.
Checked by Yamamoto Teikichi
H. N. Otsuka)

Imperial Rule Assistance
Association stamp.

Imperial Rule Assistance Association

TO-SHO/ East General Affairs/ No. 49

9 June 1941

From Administrative chief of the Imperial Rule
Assistance Association.

Seal of the Administrative Chief.
Chief

To the/Secretary to the Cabinet

Re-Unification of X Asia Development Movements.

We are in receipt of your letter of the 9th, no. Kaku,
Ko 212 for the approval of the above matter about which
we inquired after your opinion by TO-SHO/ East General
Affairs/ no. 49 dated 7 inst. Accordingly we hereby report
you that the original plan as it is has now been officially
decided upon.

Restricted

Purport of Policy of Strengthening and Unification of
Asia Development Movements

7 June 1941

Imperial Rule Assistance Association

(Attached slip) Original Plan inquired about by TO-SHO
no. 49 dated 7 June 1941.

I. The Asia development movements in the Empire shall
be guided according to the purport of the cabinet decision
on 14, Jan. so as to develop strongly by forming the Asia
Development League of Great Japan (provisional title)
which will consist of various bodies and sympathizers for
the development of Asia.

Members of this League shall neither adhere to their
past nor be hindered by their individual circumstances, but
unite under the platform of this League, and as long as Asia
development movements are concerned, shall obey the control
of this League.

2. For bodies other than mentioned above which have special relations with Asia Development movements, separate measures shall be effected.

3. Asia development movements outside of the Empire shall be given a separate study.

Outline of Plan of Organizing Asia Development League of Great Japan.

7 June 1941.

The Imperial Rule Assistance Association.

The outline of the plan of organizing the Asia Development League of Great Japan is as follows:

(1) Constituent Members.

The Asia Development League of Great Japan shall consist of bodies and sympathizers for the development of Asia who agree with the following platform:

(2) Platform (As per attached sheet no. 1)

(3) Outline of the Organization:

1. The Head offices shall be located in Tokyo with branches offices or liaison offices in other places where deemed necessary.

2. The president and other officials of the league. The president of the Imperial Rule Assistance Association shall ~~be~~ concurrently be the President of the League. The other officials shall be appointed by the President of the League from among the officials of the Imperial Rule Assistance Association and the members who have joined this League.

3. The decisions of this League's intention shall be made by the ruling of the President.

4. The organs necessary for the function of the League shall be ordered by the President.

5. The expense of this League shall be ~~disbursed~~ disbursed out of subscriptions by the members, contributions and subsidies.

(4) Process of Formation.

1. To establish the preparatory Committee for the formation of the League.

2. The preparatory Committee shall consist of a chairman and certain number of members recommended by the President of the Imperial Rule Assistance Association (see attached sheet no. 2)

(5) The management of the League

After the formation, the League shall further appoint a special committee by which the organs of the League and other various factors are to be adjusted and unified in order to strengthen the management, especially the function of the League.

(6) The relation between the League and the Imperial Rule Assistance Association.

1. The League shall maintain a close connection with the Imperial Rule Assistance Association as its outer block.

2. The Imperial Rule Assistance Association should foster the League in close cooperation with the Government (attached sheet no. 1)

(Draft) Platform of Asia Development League of Great Japan
(Provisional title)

7 June 1941.

1. This League shall be based upon the spirit of the national foundation under the supreme ideal of "Eight corners under one roof" (Hakko-Ichiu) by making each country display all its energy and all peoples enjoy their lives, thereby contribute to the establishment of a new World Order with an everlasting peace and a flourishing civilization of mankind.

2. According to the Joint Proclamation of Japan, Manchukuo and China, this League shall encourage respect for sovereignty, cooperation in national defence and economics, and development of the original culture which are sign posts on the way to the East Asia Restoration; and combining ~~the~~ all the energies of the (Oriental) peoples shall make utmost efforts for the great task of greater East Asia Prosperity.

3. This League shall be a group of those who regard themselves as advance guards of the national Asia Development movements therefore in order to cooperate with the Asia development national policy and realize it, the members shall persevere and take initiative in activities and unite all the energies of the nation to lay the axe to the root of the evils growing in East Asia, and thus achieve the purpose of this sacred war.

~~Checked by YAMAMOTO Teikichi~~

~~Checked by N. OHSUKA~~

Attached Sheet No.2

The Members of the Preparation Committee for the formation of the Asia Development League of Great Japan.

The members shall be nominated by the President of the Imperial Rule Assistance Association from among those mentioned below:-

1. Government officials concerned.
2. Officials of the Imperial Rule Assistance Association.
3. Officials of the existing organizations for the development of Asia.
4. Sympathizers for the Asia development movements.

Memorandum.

June 7, 1941, Imperial Rule Assistance Association.

1. Re the date for the organization of the League:

The organization of the Asia Development League of Great Japan shall be completed by the end of June and its inauguration shall be held on July 7th.

2. Relationship between the League and the Government.

The enterprises and Scientific Research Institutions for the development of Asia which will join the Asia Development League of Great Japan shall obey as before the orders and supervision of the authorities concerned regarding the matters concerned.

3. Definitions of Asia development movements and Asia development bodies.

1) ~~in~~ Asia development movements shall be defined as those concerned ~~with~~ with the propagation of the Asia development idea for the establishment of a New Order in Greater East Asia and its promotion and practice.

2) Asia development bodies shall be defined as political and moral ones established principally for Asia development movements as well as economic, cultural, and scientific research bodies directly connected with the development of Asia.

TOP SECRET (in red)

(Decided in Cabinet Meeting on 14 Jan.1941)

Matter concerning Unification of Guiding Ideas of Organizations for Development of Asia.

1. The various organizations for the development of Asia with the aim for the establishment of a New Order in Greater East Asia shall be guided so as to follow the principles elucidated in the Joint Proclamation of Japan, Manchukuo and China issued on 30th November 1940. By our guidance we must destroy developments of such international alliance theory as would be contrary to the spirit of our national foundation and also pernicious to the national sovereignty of our Empire and also destroy movements which would promote the establishment of an international relation based on such an idea.

2. An enlightening movement in our Empire for the establishment of a New Order in Greater East Asia shall be undertaken by the Imperial Rule Assistance Association in close connection with the government. In order to realize this, it is necessary for the Association to adjust and unite various organizations concerned in the movements, and make them keep liaison with the Association.

When the plan is completed, the Government shall guide the Imperial Rule Assistance Association so that it will develop an enlightening movement toward organizations in the foreign countries. In order to realize this, the Imperial Rule Assistance Association shall adjust its organs concerned in this matter.

Attached Note.

The liaison of the organizations in the foreign countries with the Imperial Rule Assistance Association mentioned in Paragraph 2 shall be made through competent local organizations.

N.B. The Movement of the Chinese Members Association belonging to the East Asia League shall not be restrained unless they go against the purport elucidated by the Joint Proclamation of Japan, Manchukuo and China. But the unification of that Chinese Members Association with the New People's Association shall be suspended for the time being, and the New People's Association shall take charge of popularizing the purport of the Joint Proclamation by Japan, Manchukuo and China.

公文別錄

IP
3511- F内閣
四

公文別録

内閣 四

昭和十六年

甲 四 一 興亞諸團體指導理念統一 二 閣入件

〃 二 三 一 興亞運動強化統一 二 閣入件 政府トレテノ措

置 二 閣入件

〃 一 八 九 一 科學技術新体制確立要綱 二 閣入件

〃 二 五 八 一 國政處理戰時態勢化 二 閣入件

〃 一 四 三 一 昭和十六年四月十八日 近衛内閣總理大臣訓示

〃 二 三 二 一 對國民政府借款供與要綱

一月十四日

六月十日

五月二十日

七月二十日

四月二十日

六月二十日

一

二

三

四

五

六

大日本帝國政府

極秘

閣甲第四號

起案

昭和十六年一月十三日

閣議決定

昭和十六年一月十四日

施行

昭和十六年一月十四日

指入之

內閣總理大臣 齋藤

內閣書記官長

內閣書記官

相

齋藤

齋藤

佐藤

齋藤

外務大臣

齋藤

陸軍大臣

齋藤

文部大臣

杉田

遞信大臣

林

厚生大臣

齋藤

內務大臣

齋藤

海軍大臣

角田

農林大臣

齋藤

鐵道大臣

齋藤

農務大臣

齋藤

大藏大臣

齋藤

司法大臣

齋藤

商工大臣

齋藤

拓務大臣

齋藤

別紙內閣總理大臣請議

興亞諸團體，指導理念統一

關スル件

右閣議ニ供ス

指令案

興亞諸團體ノ指導理念統一ニ關

スル件請議ノ通

通牒案

昭和十六年一月十四日

内閣書記官長

外務大臣

内務大臣

大藏大臣

陸軍大臣

海軍大臣

司法大臣

文部大臣

宛(各通)

拓務大臣

厚生大臣

對滿事務局總裁

情報局總裁

興亞諸團體、指導理念統一、關於件
別紙、通關議決定相成候條、依命此
段及通牒候

大藏大臣

內閣書記官長

(白井納)

請 議

興亞諸團體ノ指導理念統一ニ關スル件

首題ノ件別紙ノ通閣議決定相成度此段及稟請候

昭和十六年一月十三日

內閣總理大臣公爵 近 衛 文



內閣總理大臣公爵 近 衛 文 磨 殿

內
閣

極

第一項 大政翼贊會と運動の維持
セシムルハ外此ニ在リテ以テ
挽回ヲ要スルニ行ハレズ

一 大東亞新秩序建設

月三十日日滿華共同宣言ニテ闡明セル趣旨ニ依ラシムル如ク指導ス
肇國ノ精神ニ反シ皇國ノ國家主權ヲ晦冥ナラシムル慮レアルカ如キ
國家聯合理論ノ展開乃至之ニ基ク國際形態ノ樹立ヲ促進セントスル
運動ハ之ヲ撲滅スル如ク指導ス

二 帝國內ニ於ケル東亞新秩序建設ニ關スル啓蒙的思想運動ハ大政翼贊

會ヲシテ政府ト表裏一體ノ關係ニ於テ之ニ當ラシムルカ爲本運動ノ

關係諸團體ヲ適宜整理統合シ大政翼贊會ト連繫ヲ保持セシム

右態勢ノ確立ニ伴ヒ政府指導ノ下ニ大政翼贊會ヲシテ他ノ諸國ニ於

ケル團體ニ對スル啓蒙運動ヲ展開セシムルカ爲メ大政翼贊會内ノ

此種關係機構ヲ適正ナラシムル如ク措置ス

昭和十六年一月十日
興亞院會議決定
導理念ハ昭和十五年十一

備考

東亞聯盟中國同志會ノ支那ニ於テ行フ運動ハ日滿華共同宣言ニテ闡明セル趣旨ニ反セサル限リ之ヲ阻止スルコトナシ、但シ該同志會ト新民會トノ團體的統合ハ當分之ヲ避ケ北支ニ於ケル日滿華共同宣言ノ趣旨普及ハ新民會ヲシテ之ニ當ラシム

閣甲第四

號

起案

昭和十七年一月二十日

我
可
昭
和
年
月
日
施
行
昭
和
年
月
日
決
定
昭
和
年
月
日

內閣總理大臣



內閣書記官長



內閣書記官



昭和十六年一月二十二日

內閣書記官長

大政翼贊會事務總長 宛

興亞諸團體ノ指導理念統一ニ關スル件

標記ノ件別紙ノ通閣議決定相成候ニ付テハ右決定ノ趣旨達成方可

然御配意相成度依命此段申進候

内閣

(白井納)



興亞諸團體ノ指導理念統一ニ關スル件

昭和十六年一月十四日閣議決定

一、大東亞新秩序建設ヲ目標トセル諸團體ノ指導理念ハ昭和十五年十一月三十日日滿華共同宣言ニテ闡明セル趣旨ニ依ラシムル如ク指導ス

肇國ノ精神ニ反シ皇國ノ國家主權ヲ侮冥ナラシムル虞レアルカ如キ

國家聯合理論ノ展開乃至之ニ基ク國際形態ノ樹立ヲ促進セントスル

運動ハ之ヲ撲滅スル如ク指導ス

二、帝國內ニ於ケル大東亞新秩序建設ニ關スル啓蒙的思想運動ハ大政翼

贊會ヲシテ政府ト表裏一體ノ關係ニ於テ之ニ當ラシムルカ爲本運動

ノ關係諸團體ヲ適宜整理統合シ大政翼贊會ト連繫ヲ保持セシム

右態勢ノ確立ニ伴ヒ政府指導ノ下ニ大政翼贊會ヲシテ他ノ諸國ニ於

ケル團體ニ對スル啓蒙運動ヲ展開セシム之レカ爲メ大政翼贊會内ノ

ノ關係諸團體ヲ適宜整理統合シ大政翼贊會ト連繫ヲ保持セシム

右態勢ノ確立ニ伴ヒ政府指導ノ下ニ大政翼贊會ヲシテ他ノ諸國ニ於

ケル團體ニ對スル啓蒙運動ヲ展開セシム之レカ爲メ大政翼贊會内ノ

第二項大政翼贊會ト連繫ヲ保持セシムルトハ外地ニ在リテハ當該地該當機關ヲ經由シテ行フモノトス

此種關係機構ヲ適正ナラシムル如ク措置ス

備考

東亞聯盟中國同志會ノ支那ニ於テ行フ運動ハ日滿華共同宣言ニテ剛
明セル趣旨ニ反セサル限リ之ヲ阻止スルコトナシ、但シ該同志會ト
新民會トノ團體的統合ハ當分之ヲ避ケ北支ニ於ケル日滿華共同宣言
ノ趣旨普及ハ新民會ヲシテ之ニ當ラシム

備考
支那
同志會



閣田第二一三號

案起

昭和十六年六月九日

閣議決定
昭和

年六月十日施行

昭和 年 月 日

內閣總理大臣



內閣書記官長



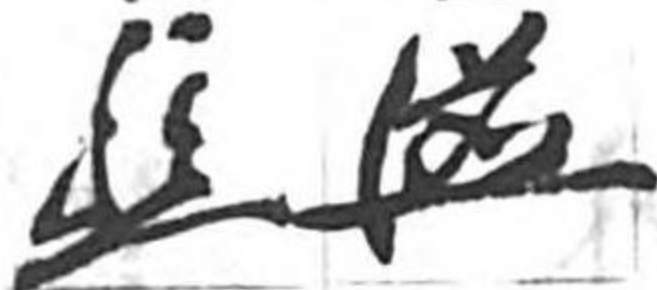
內閣書記官







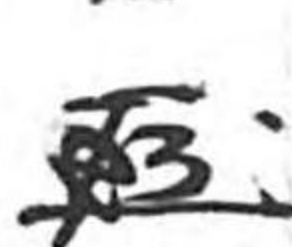
外務大臣



陸軍大臣



文部大臣



逓信大臣



厚生大臣



內務大臣



海軍大臣



農林大臣



鐵道大臣



小倉國務大臣



大藏大臣



司法大臣



商工大臣



拓務大臣



鈴木國務大臣



別紙

興亞運動の強化統一ニ関スル政府卜

シテ、措置ニ関スル件
右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十六年六月十日

内閣書記官長

外務大臣
内務大臣
大藏大臣
陸軍大臣

海軍大臣

司法大臣

文部大臣

拓務大臣

厚生大臣

對滿事務局總裁

興亞院總裁

情報局總裁

農林大臣
商工大臣
逓信大臣
鐵道大臣

宛(右通)

興亞運動ノ強化統一ニ関スル措置ニ関シ

別紙、通閣議決定相成候條依命此
段及通牒候

通牒案

昭和十六年六月十日

内閣書記官長

大政翼賛會事務總長宛

興亞運動ノ強化統一ニ関スル政府トシテノ
措置ニ関スル件

(白井納)

今般責會ニ於テ興亞運動ノ強化統一要綱
決定ニ付之ニ對スル政府トシテノ措置別紙
ノ通閣議決定相成候條御了知相成度
依命此段申進候

極秘

興亞運動ノ強化統一ニ關スル政府トシテノ措置ニ關スル件

大政興贊會ニ於テハ別紙ノ通興亞運動ノ強化統一要綱ヲ決定シタル所之ニ對シ政府ニ於テハ左記ノ如ク措置スルモノトス

記

(一) 政府ハ大日本興亞同盟(假構)ニ加盟セルモノニ對シテハ其ノ興亞運動ノ實施ニツキ便宜ヲ供與ス

興亞運動ヲ實施スルモノニシテ右同盟ニ加盟ヲ拒ミタルモノニ對シテハ特別ノモノヲ除クノ外其ノ興亞運動ノ實施ニツキ便宜ヲ供與セズ

(二) 政府ハ興亞運動強化統一上妨トナルモノハ之ヲ差控ヘシムル如ク

指導ス

備考

本文ハ之ヲ發表セザルモ右ノ趣旨ヲ適當ナル方法ヲ以テ一般ニ知
ラシムルコト

興亜同盟ノ如ク国民運動ノ中枢機関ノ總
 裁ハ事實上其里トナリテ是ニ挺身者アリ
 ル者タルヲ要ス内閣成リニテハ點自ナリ其ノ意
 味ニテ大政翼賛會總裁ヲシテ是ヲ形式的
 ニ兼ルシタルハ絶対^{不可}アリ

松岡外相長官



大 政 翼 贊 會

東 庶 第 四 九 號

昭 和 十 六 年 六 月 九 日

大 政 翼 贊 會 事 務 總 長



內 閣 書 記 官 長 殿

興 亞 運 動 統 一 二 關 ス ル 件

首 題 ニ 關 シ 本 月 七 日 東 庶 第 四 九 號 ヲ 以 テ 及 御 照 會 候 處 九 日 付 閣 甲
第 二 一 二 號 ヲ 以 テ 差 支 ヘ 無 キ 旨 御 回 答 ニ 接 シ 候 ニ 付 テ ハ 原 案 ノ 通
決 定 致 候 條 此 段 及 御 報 告 候 也

甲 號
大 日 本 印 刷 局

部外秘

興亞運動ノ強化統一要綱案

昭和一六、六、七
大政翼贊會

昭和十六年六月七日
皇會 原案

一 皇國內ニ於ケル興亞運動ハ一月十四日閣議決定ノ趣旨ニ基キ興亞

諸團體及興亞有識者ヲ以テ大日本興亞同盟（假稱）ヲ結成シ強力

ニ展開スルモノトス

本同盟ニ加盟セルモノハ過去ニ泥マズ個々ノ立場ニ囚ハレス本同

盟ノ綱領ニ歸一シ興亞運動ニ關スル限り本同盟ノ統制ニ服スルモ

ノトス

二 前項以外ノ團體ニシテ興亞運動ニ特殊ノ關係アルモノニ對シテハ

別ニ之ガ對策ヲ講スルモノトス

三 皇國外ノ地域ニ於ケル興亞運動ニ就テハ別ニ之ヲ研究スルモノト
ス

日本興亞同盟結成要領案

昭和一六、六、七
大政翼贊會

日本興亞同盟結成要領左ノ如シ

構成分子

大日本興亞同盟ハ次ニ掲クル綱領ニ贊同シタル興亞諸國体及興亞有識者ヲ以テ組織ス

綱領（別紙第一）

組織大綱

1. 本部ヲ東京ニ置キ必要ノ地ニ支部又ハ連絡部ヲ設ク
2. 本同盟ニ總裁其ノ他ノ役員ヲ置ク
總裁ハ大政翼贊會總裁ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ、其ノ他ノ役員ハ大政翼贊會ノ役職員及本同盟ニ加盟セルモノノ中ヨリ同盟總裁之ヲ指名ス
3. 本同盟ノ意思決定ハ總裁ノ統裁ニヨル
4. 本同盟ノ運営ニ必要ナル機構ハ總裁之ヲ定ム
5. 本同盟ノ經費ハ加盟セルモノノ獻金、寄附金及補助金等ヲ以テ之ヲ支辨ス

(四) 結成要領

1. 本同盟結成ノタメ準備委員會ヲ設ク
2. 準備委員會ハ大政翼贊會總裁ノ推薦シタル委員長一名、委員若干名ヲ以テ構成ス(別紙第二)

(五) 同盟ノ運営

同盟ハ結成後更ニ特別委員ヲ擧ケ其ノ運営特ニ其ノ行動力ヲ強化スルカタメ、同盟内部ノ機構其ノ他ノ諸要素ヲ整備統合スルモノトス

(六) 同盟ト大政翼贊會トノ關係

1. 同盟ハ大政翼贊會ノ外廓団体トシテ之ト緊密ナル聯繫ヲ保持スルモノトス
2. 大政翼贊會ハ政府ト表裏一体ノ關係ニ於テ本同盟ノ指導ニ當ルモノトス

大日本興亞同盟（假稱）綱領（案）

一六、六、七

一 本同盟は、肇國の精神に則り、八紘を掩ひて一字と爲し、萬邦をして各々其の所を得しめ、兆民をして悉く其の堵に安んぜしむるの大理想の下、世界の新秩序を建設して恒久平和の確立と人類文化の興隆とに寄與せんことを期す

二 本同盟は、日滿華三國共同宣言の趣旨に基き、主權の尊重、國防の協力、經濟の提携、文化の創成を以て東亞維新の道標と爲し、全民族力を凝集して大東亞共榮の大業に邁進せんことを期す

三 本同盟は、興亞國民運動の前衛を以て任ずる同志の結合にして、興亞の國策に協力し、之が實現を推進せんがため、堅忍持久、挺身躬行、國民の總力を結集し、以て東亞積年の禍根を斷ち、今次聖戰の目的を貫徹せんことを期す

別紙 第二

大日本興亞同盟結成準備委員會委員

委員ハ大政翼贊會總裁ニ於テ左ノ者ヨリ選定スルモノトス

1. 關係各廳官吏

2. 大政翼贊會役職員

3. 既存興亞團體役員

4. 興亞有識者

覺

書

昭和十六年六月
大政翼賛會

第一、同盟結成ノ時期ニ關スル件

大日本興亞同盟ノ結成ハ六月末日ヲ以テ完了シ之カ結成式ヲ七月七日ニ舉行スルモノトス

第二、同盟ト政府トノ關係

大日本興亞同盟ニ加盟セル興亞專業團體並ニ興亞學術調查團體ハ各々其ノ關係事項ニ於テ所轄官廳ノ指令監督ニ服スヘキコト從來ト異ルトホロナシ

第三、興亞運動及興亞團體ノ意義ニ關スル件

(一)興亞運動トハ大東亞新秩序建設ニ對スル興亞理念ノ昂揚徹底ト推進實踐ニ關スル諸運動ヲ謂フ

(二)興亞團體トハ興亞運動ヲ主タル目的トスル政治思想團體及興亞ニ直接關係アル經濟團體、文化團體、學術研究調查團體ヲ謂フ



興亞諸團體ノ指導理念統一ニ關スル件

(昭和十五年一月十五日閣議決定)

一、大東亞新秩序建設ヲ目標トセル諸團體ノ指導理念ハ昭和十五年十一月三十日日滿華共同宣言ニテ闡明セル趣旨ニ依ラシムル如ク指導ス

肇國ノ精神ニ反シ皇國ノ國家主權ヲ晦冥ナラシムル虞レアルカ如キ

國家聯合理論ノ展開乃至之ニ基ク國際形態ノ樹立ヲ促進セントスル

運動ハ之ヲ撲滅スル如ク指導ス

二、帝國內ニ於ケル大東亞新秩序建設ニ關スル啓蒙的思想運動ハ大政翼贊會ヲシテ政府ト表裏一體ノ關係ニ於テ之ニ當ラシムルカ爲本運動ノ關係諸團體ヲ適宜整理統合シ大政翼贊會ト連繫ヲ保持セシム

右態勢ノ確立ニ伴ヒ政府指導ノ下ニ大政翼贊會ヲシテ他ノ諸國ニ於ケル團體ニ對スル啓蒙運動ヲ展開セシム之レカ爲メ大政翼贊會内ノ

第二項大政翼贊會ト連繫ヲ保持セシムルトハ外地ニ在リテハ當該地該當機關ヲ經由シテ行フモノトス

此種關係機構ヲ適正ナラシムル如ク措置ス

備考

東亞聯盟中國同志會ノ支那ニ於テ行フ運動ハ日滿華共同宣言ニテ剛明セル趣旨ニ反セサル限リ之ヲ阻止スルコトナシ、但シ該同志會ト新民會トノ團體的統合ハ當分之ヲ避ケ北支ニ於ケル日滿華共同宣言ノ趣旨普及ハ新民會ヲシテ之ニ當ラシム

極秘

三

閣甲第一八九號

起 昭和十六年五月二十六日

閣議決定 昭和十六年五月二十七日施行

裁可昭和 年 月 日 昭和十六年五月二十日

內閣總理大臣



內閣書記官長



內閣書記官



外務大臣

位

陸軍大臣

位

文部大臣

位

遞信大臣



厚生大臣

位

內務大臣

海軍大臣



農林大臣

位

鐵道大臣



小倉國務大臣



大藏大臣



司法大臣

位

商工大臣

位

拓務大臣

位

榮國務大臣



別紙企畫院總裁上申

科學技術新體制確立要綱ニ關スル

右閣議ニ供ス

通牒案 (一)

昭和十六年五月二十七日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十六年五月二十四日上申 (企畫院上申 第一〇七號) 科學技術新體制確立要綱ニ関スル件上申)

通閣議決定相成候

通牒案

(二)

昭和十六年五月二十七日

內閣書記官長

各省大臣

司法大臣 陸軍大臣 海軍大臣 農林大臣 內務大臣 文部大臣 逓信大臣 實業大臣 國務大臣

法制局長官

興亞院總裁

對滿事務局總裁

送(一通)

科學技術新體制確立要綱二關

件

科學技術新體制確立要綱別紙、通
閣議決定相成候條依命此段及通牒
候

科學技術新體制確立要綱

(白井納)



企畫院上申第一〇七號

昭和十六年五月二十四日

企畫院總裁 鈴木貞



内閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

科學技術新體制確立要綱ニ關スル件

科學技術新體制確立要綱ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成様致度本院官制第一條第一項第一號ニ依リ此段及上申候

主任 第七部 森川 技師

内閣

極秘

科學技術新體制確立要綱

第一方 針

高度國防國家完成ノ根幹タル科學技術ノ國家總力戰體制ヲ確立シ科學ノ劃期的振興ト技術ノ躍進的發達ヲ圖ルト共ニ其ノ基礎タル國民ノ科學精神ヲ作興シ以テ大東亞共榮圈資源ニ基ク科學技術ノ日本的性格ノ完成ヲ期ス

第二 要 領

緊迫セル國際情勢ニ即應シ我國科學技術ノ總力戰體制ヲ整備シ其ノ躍進的振興ヲ圖ル爲左記方策ヲ強力ニ實施ス

科學技術研究ノ振興方策

- (一) 基礎研究ヲ充實促進シ、應用研究ヲ連絡進展セシムルト共ニ之等ノ研究能率ヲ發揮セシムル具體方策ヲ講ズ
- (二) 工業化研究ヲ振興シ研究成果ノ活用ヲ圖ル
- (三) 研究者ノ養成及配置ヲ計畫的ニ強行ス

- (四) 研究費ヲ優先的ニ充當スル具體的方策ヲ確立ス
- (五) 研究用資材ヲ物資動員計畫ニ於テ優先確保ス
- (六) 國家緊要ノ技術ヲ進展セシムルニ必要ナル研究事項ニツキ企畫シ之ガ研究促進ノ方途ヲ講ズ
- (七) 研究ノ補助獎勵ニ關スル具體方策ヲ確立ス
- (八) 國家ノ科學技術能力ヲ擴充シ其ノ進歩ニ貢獻シタル科學技術者ノ表彰ヲ行フ

技術ノ躍進方策

- (九) 大東亞共榮圈資源竝ニ環境ニツキ科學的基礎調査ヲ整備強化ス
- (十) 總力戰體制ニ於テ國家緊要ノ技術ニ關スル劃期的躍進目標ヲ確定シ之ヲ計畫期間内ニ實現セシムル爲技術能力ヲ集中動員ス
- (十一) 優秀技術ヲ不斷ノ發展ト其ノ急速ナル普及ヲ圖リ此ノ目的ニ貢獻シタル企業ニ對シテハ資金統制竝ニ經理統制ノ運用其ノ他

ニ於テ適切ナル報奨ノ途ヲ講ズ

目 工業所有權ヲ適正ナル報償ノ下ニ國家目的ニ基キ使用セシム

目 技術ノ輸出入ヲ總力戰目標ニ基キ計畫統制ス

目 企業經營組織ニ技術的能力者ヲ充足セシム

目 技術者技能者ノ計畫的養成ト其ノ總力戰的配置ヲ行フ

目 規格統一竝ニ工業標準化ヲ急速整備強制ス

科學精神ノ涵養方策

目 國民科學精神ノ涵養ヲ圖ル爲メ必要ナル教育教科ノ刷新ヲ行

フ

目 國民特ニ青少年ノ技術的訓練ニ關スル施設ヲ整備シ國防科學

的訓練竝ニ防諜訓練ヲ行フ

目 科學普及ニ關スル社會施設ヲ増設整備スルト共ニ刊行物等ニ

ヨル科學技術ノ社會教育ヲ刷新強化ス

目 國民地位ヲ向上セシメ戰時生活ヲ維持スルニ必要ナル國民生

活ノ科學化ヲ圖ル

第三 措 置

科學技術水準ノ躍進速度ヲ急速ニ増進セシムル爲一般産業及教育行政機關ト別個ニ基礎研究、應用研究、工業化研究ヲ專門別ニ一貫シテ統轄指導スルト共ニ各專門相互間ヲ有機的ニ連絡綜合スル科學技術ノ研究及行政中樞機關ヲ早急ニ創設ス其ノ措置次ノ如シ

科學技術行政機關ノ創設

本機關（假稱技術院）ハ内閣ニ直屬シ左記事項ヲ所掌ス

（一）技術院ニ於テ實施ス可キ事項左ノ如シ

前記要領中（二）（三）（四）各項

（二）技術院ニ於テ企畫及連絡統轄ニ當ル外一部實施ス可キ事項左ノ如シ

前記要領中（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）（十一）（十二）各項

（三）技術院ニ於テ綜合企畫及連絡統轄ニ當ル可キ事項左ノ如シ

前記要領中(四)口口口

尙本機關ノ一部トシテノ機能ヲ發揮ス可キ又ハ其ノ機能ヲ具備スル各廳既存部局ハ本機關ニ移管ス

科學技術研究機關ノ綜合整備

(四) 官廳研究機關ノ研究能率發揮ノ爲豫算、會計、人事其ノ他ノ制度ヲ適正化ス

(五) 既存官民科學技術研究機關ヲ有機的ニ連絡調整シ恰モ一大綜合研究機關ノ如キ機能ヲ發揮セシムル爲必要ナル措置ヲ講ズ

(六) 國防科學技術ニ關スル綜合研究機能ヲ發揮セシムル爲特殊法ニ依ル綜合研究機關ヲ創設シ就中航空並ニ材料ニ關スル技術ノ刷新向上ハ飛躍的且先行的ナラシムル要アル國際情勢ニ鑑ミ特ニ航空並ニ材料研究部門ヨリ早急着手整備ス

科學技術審議會ノ設置

科學技術最高國策ニ關スル重要事項ヲ調査審議スル爲內閣ニ科學技

術審議會ヲ設置ス

備考

- 一、本要綱ハ遅クトモ昭和十六年九月一日ヨリ實施スルモノトス
- 二、本要綱實施ノ爲關係各廳高等官ヨリナル準備委員會ヲ設クルモノトス

秘字

極
祕

376

昭和十六年一月

科學技術新體制確立要綱(案)說明書

企
畫
院

IMT 663

42

600 951

まへがき

科學技術の新體制は何故に必要であるか。

東亞共榮圈の確立を強行するために、先づ第一に必要なことは國防力の急速な擴充であり、言ひ換れば生産技術の高度化である。

然るに我國の現状は、國防力を充實せしめるに要する重要資源、重要機械の大部分を海外に仰ぎ、而も物資不足に打ち克つて生産力擴充を急速に遂行せしめる爲の技術は、殆んど輸入した世界の三流技術であると思つてもよい。これさへも一企業内に全く秘藏せられることが多く、更に中小工業の技術に至つては全然比較の域に達せず、祖惡品を亂造して顧るところがない。

かゝる日本の技術水準の低位は、直ちに軍需産業に反映し、優秀な兵器製造を困難ならしめる原因となつてゐる。技術水準は優秀技術の輸入によつて一應は^{向上}されるであらう。然し乍ら現在の國際情勢の下では一流技術の輸入が全く至難であることを思へば、生産力擴充を急速に遂行する爲には日本の技術を超スピードで育成し世界一流水準まで自力によつて向上せしめることが絶對的に必要となる。

現在に於ても、勿論種々の技術向上方策が講せられてゐる。しかし一つの技術の向上は他の種々の専門技術の向上と相俟つて達成せられるものであることを^併考へるならば各種専門技術と何等の連絡もなく個々別々に獎勵するやうな現在の方策は、緊迫した現状を救ふ爲には殆んど役に立たないものである。日本の要求するのは英、米、ソ聯に對抗する優秀技術であつて、これ等の國々が向上しつつあるテンポに追いつき、これを追ひ^越して日本技術

を世界一流水準まで向上せしめる爲には、極めて短日月の豫定期間を定め、劃期的躍進目標を目指して遮二無二猛進する以外に方法はないのである。

技術水準の急速な向上には、國內に於ける優秀技術を廣く公開せしめることによつて國內の大中小工業間の技術水準の懸隔を少なからしめると同時に基礎研究、工業化研究、生産現場を密接に連絡し、これを劃期的躍進目標に向つて動員することが缺くことの出来ない條件である。更に、これ等に従事する科學者、技術者の養成配置を適正にし、又、國民の科學的精神を養ひ、これを積極的に支援伸展せしむる素地を造ることも必要である。

この總動員體制こそ、科學技術の新體制であり、日本の國防力を急速に充實せしめる捷徑である。従つて、この實現を期することこそ唯一の局面打開の道であり、從來の監督行政では不可能な各専門分野の基礎研究、工業化研究生産現場の緊密な有機的連絡と其の強力な推進の衝に當ると共に最後迄責任を持つ新しい機構例へば指導者原理に基いた組織の軸樞的技術行政官廳が必要となる所以でもある。

科學技術新體制確立要綱(案)說明

目次

第一章 方針

針

○我國科學技術の現状及缺陷

一、技術の海外依存と其の水準の低位

二、民間技術秘藏の弊

三、研究の不振

四、綜合技術行政の缺如

五、國民科學精神の貧困

第二章 要領

領

○科學技術研究の振興方策

一、研究施設の整備及能率向上

二、工業化研究の振興

三、研究者、技術者の養成配置

四、研究費の優先的充當

五、研究用資材の優先確保

六、研究目標の國策的調整と研究成果の連絡統合

七、研究の補助奨励……………二

八、科學技術貢獻者の表彰……………三

○技術の躍進方策……………三

九、科學的調査の整備統合……………四

十、技術躍進目標の設定……………五

十一、優秀技術の普及と資金統制及經理統制……………六

十二、工業所有權の共用……………六

十三、技術輸出入の統制……………七

十四、企業經營組織の改善……………八

十五、技術者技能者の計畫的養成……………八

十六、規格統一並に工業標準化の徹底……………八

○科學精神の涵養方策……………八

十七、教育教科の刷新……………九

十八、國防科學的訓練及防諜訓練の實施……………九

十九、科學技術の社會教育の刷新強化……………九

二十、生活科學の確立普及……………三

第三章 措 置……………三

○科學技術行政機關の創設……………三

一、總力戰體制に應ずる科學技術行政中樞機關の設置……………三

七、研究の補助奨励……………	二一
八 科學技術貢獻者の表彰……………	二二
○技術の躍進方策……………	二三
九、科學的調査の整備統合……………	二三
十、技術躍進目標の設定……………	二四
十一、優秀技術の普及と資金統制及經理統制……………	二五
十二、工業所有權の共用……………	二六
十三、技術輸出入の統制……………	二六
十四、企業經營組織の改善……………	二七
十五、技術者技能者の計畫的養成……………	二八
十六、規格統一並に工業標準化の徹底……………	二八
○科學精神の涵養方策……………	二八
十七、教育教科の刷新……………	二八
十八、國防科學的訓練及防諜訓練の實施……………	二九
十九、科學技術の社會教育の刷新強化……………	二九
二十、生活科學の確立普及……………	三〇
第三章 措 置……………	三三
○科學技術行政機關の創設……………	三三
一、總力戰體制に應ずる科學技術行政中樞機關の設置……………	三三

二、指導者原理に基く技術行政	二四
三、技術院の所掌事項	二六
四、既存官廳との事務分界	二七
五、技術院の職員の仕事	三三
六、技術院の事務遂行方法	三五
○科學技術研究機關の綜合整備	三七
一、航空及材料綜合研究所の設置	三七
二、綜合研究所の構成	四〇
三、官廳所屬研究機關の改善	四二
四、官民研究所の連絡統合	四二
○科學技術審議會の設置	四三
○所要經費	四三

三

第一章 方針

○我國科學技術の現状及缺陷

要綱(案)を逐條説明するに先だち科學技術新體制の確立を必須とする我國科學技術の現状を一應説明し現在の體制に於ける缺陷を明にし對策樹立の基本概念を明確ならしむるを要する。

一、技術の海外依存と其の水準の低位

我國の技術水準は一般國民が想像して居る以上に歐米諸國に比較して低いのみならずその躍進速度に於て最近著しい懸隔を生じつつある。

我國生産機關の根幹をなす技術は大部分が外國からの輸入模倣に依つて居る。さうする事が從來の我國科學技術の水準から見ても有利であつたのであるが其のために科學的研究及生産技術の我國内の基礎的培養を怠ることとなつた。こゝで各専門分野に於ける技術水準の比較を擧げるとは省くが、その結果として技術輸入の特許料其他の爲に年々〇億に達する海外拂を餘儀なくされてをり、更に優秀なる外國製資材を輸入する金額に至つては思半ばに過ぐるものがある。

一國の技術は其の國の有する資源及環境に即應した其の國獨自のものであるべきである。然るに我國の技術は其の大部分が歐米の技術を直譯的に輸入したものであるから、我國に屬する資源が必ずしもこれにそぐはないものが甚だ多い。更に外國製の機械機器で日本人には肉體的に不適當のものも不便を忍んで使用しなければならぬ場合もある。

従つて一度國際間の情勢が緊迫を告ぐる場合に於ては各方面に幾多の支障が續發するのである。

更に外國技術の輸入に際しては種々なる條件を付せられて技術の研究に制約を受け或は機密の漏洩を來すことが甚だ多い。

實例 (一)

航空機の性能は獨米が一年平均時速 $1,000$ — $1,500$ 軒を増しその生産能力に於ては $5,000$ — $7,500$ 機を増加して居る。之に對し我國の現在は時速に於ても年々その開きが大きくなり、生産能力に於ても桁違ひであつて之をこの儘放置する時は我空軍は歐米に比して年々加速度的に劣弱化することとなる。

實例 (二)

我國某航空會社に於て獨逸某航空會社製航空機を相當多數購入使用した。然るに其の補修用部分品は國產輕金屬性能の劣惡の爲め一々獨逸會社より補給を仰がねばならぬ現狀であり、數次繰り返し國產材料に依る製作が試みられたが、結局形狀は出來るが、強度の不充分な爲使用に耐へず、遂に僅かの部分品の入手難の爲め高價なる航空機を空しく倉庫に死蔵するの止むを得ざるに立至つて居る。

實例 (三)

飛行機工業に於てその心臟部たる發動機の製造には精密機械工作が主となるものである。就中最高精密工作機械並に多量生産の爲の特殊専門機械の需要が愈々切實となりこれら諸機械の自給策如何が飛行機自給自足の能否問題となる。然るに高度精密工作機械については、我國の現狀は依然として外國依存より外に途がなく、その殆ど大部分を米國其他に依然してゐたのである。従つて發動機生産力を擴充し様とすると幾多の支障が生ずる結果となる。

即ち飛行機工業の生産擴充に於ては、其の根本要件が最高精密機械及び特殊専門機械の急速なる整備にある以上、その自給策を確立しなければその禁輸は正に死活の大問題である。

實例 (四)

最近米國の屑鐵輸出禁止は我國に於ける鐵鋼業に大變革を與へて居るがこの事は單に數量の問題ばかりではなく更に鐵鋼材の品質に影響し、工作機械、工作方法に迄變動を及ぼして居る。

實例 (五)

獨逸に於ては、四、五年來國策として新優秀合金の創製よりも寧ろ如何にして銅、ニッケル、錫などの國內に乏しい或は得られない材料を節約しようかに全力を盡してゐる。其の他ドイツでは鐵鋼方面でニッケル或はタングステン等を使用しないで所期の目的に叶ふやう眞剣に研究を続け漸次成果をあげつゝあり又化學工業用材としては、軟鋼板に銅或は不銹鋼を張つて、極力輸入品の使用を防いでゐる。

而して斯かる方策措置は國家自らが計畫的に行つてゐるので、最近特殊鋼用のニッケル使用量は、年を逐つて減少してゐるのである。彼等は上述の如くして節約した材料を、他の必要なる目的に集中使用するのである。例へば可變節プロベラーの某部分品は、普通タングステンを七―八%含む特殊鋼であるが、獨逸では實に一九%も含むものを使用して性能の高度化をやつて居る。尙別刷實例集の(四二)(四四)(四六)(五二)(六六)(七四)(八二)(八三)(八九)(九〇)(九五)(一〇一)(一〇六)(一一三)(一一六)(一二二)(一二三)(一二五)(一二九)を参照

二、民間技術秘藏の弊

資本主義經濟發展の道程に於ては民間各企業が各々城壁を高くして秘密主義を採り技術の獨占的使用を目指して無用の競争に狂奔して來たことも一面無理のない成行ではあるが、國家的に考へると此の爲め非常な不經濟と物資並に人的能力の浪費が繰り返されて居たのである。總力戰體制に於ては適當なる報償の下に技術を自發的に公開せしめ、時々刻々國家全體の技術水準の昂上するが如き方策を執ると共に物資並に人的能力の浪費を防ぎ其の有效適切なる利用を圖る事が絶対に必要である。

更に外國から優秀なる技術を輸入するに當つても、徒らに競争意識に驅られることなく相互に連絡協調し或はその技術を他社にも使用せしむるの途を講じなければ同巧異曲の技術の無統制な輸入が繰返されて貴重なる外貨の浪費が敢て爲される結果となる。

實例 (六)

鑄物は航空機用發動機、其の他の發動機、工作機械、其の他凡ゆる生産擴充用機械の基礎であつて、機械の性能はこの鑄物の良否によ

四
つて左右されると云つても過言ではない。ところが現在歐米の鑄物に匹敵するものは僅かに一、二の会社に過ぎず他は格段の相違がある。例へば今迄一流鑄物會社と言はれて居た某會社では熔解用堅爐の不完全、鑄物を作る場合の湯道の切り方、其の角度等を知らない爲精密な鑄造によつて出来る軍需品を引受けることが出来なかつた。又中小鑄物業者は鑄物の製造方法の改良進歩を考へず、熔解用堅爐も全く不完全なものを使用する爲に燃料は五割以上も餘計に浪費し、その上出来上つた鑄物の合格率が低いので勞力並に物資の夥しい浪費をなして居る現状である。これは一流會社の技術を公開することによつて相當程度まで救ひ得るものである。尙實例は別刷實例集（四二）（一〇四）を参照

三、研究の不振

米、獨、蘇最近の素晴らしい技術の進歩と、其進歩速度の大なる事は、何れも綜合研究機關の大規模なことに、研究目標の綜合計畫性と研究費の豊富なると更に研究結果の活用が極めて迅速なることに依るものと斷定し得るが、我國の官民研究所の現状は一、二の例外を除き何れも規模並に研究費極めて小なるのみならず、綜合計畫性は全然缺除し、研究事項は殆ど研究者自身の好みと民間企業者の依頼事項と資金的援助の大小に依り左右され、而も秘密主義より同一研究が同時に不必要に併行され又は一方に於て既に解決して居る問題が他方に於て懸命に研究されて居る現状であり、尙其の上に研究者は結果を學會に公表し又は學位を請求するに止まり、研究を即時活用するの途が殆ど開かれて居ない。

實例（七）

米國は一九三九年度に二千の會社によつて邦價八億六千萬圓の研究費を使った。そしてメロン研究所のウイリアム・エー・ハマー博士の調査によれば二萬二千人の科學者及技術者が工業研究に従事し、助手及事務員は一萬六千人に及んでゐる。デュボン社是一九三九年度に邦貨二千八百萬圓の研究費を投じた。ダウ化學會社是一九三九年度に邦貨五百六十萬圓の研究費を支出した。

我國有數の大研究機關である理化學研究所は五百名の研究員と五百名の傭員を擁し年豫算百數十萬圓に過ぎない。

東大附屬航空研究所は所員百二十七名豫算六十七萬圓

鐵道大臣官房研究所は年豫算六十九萬圓

我國最大の工業試験研究機關たる商工省の工業試験所の年豫算は東京、大阪合せて約百萬圓である。
實例(八)

米國の眞空管工業の權威ラングミュア博士が我が國の研究機關を視察して「各工業會社を見るに研究機關極めて貧弱な上に研究が極めて目前のことのみを追求し産業界を風靡する如き根本的基礎的研究に何等見るべきものなく日本工業界の將來に對し危惧の念なしとせず」又、獨逸のバルクハウゼン教授は我各大學の研究機關を視察したる後「日本に於ける研究は何等連絡統制なく各科に於て同一の研究を爲し居り、又一つの研究事項に對して多數の研究者が各々異りたる部門を擔當し以て協力一致完成に邁進するの風なし、科學技術研究に良き指導者なし」と警告した。尙實例は

別刷例集 (一四九)(一五〇)(一五一)(一五二)(一五三)(一五四)(一五五)(一五七)(一五八)を参照
四、綜合技術行政の缺如

我國の技術行政機構は各廳に散在分掌せられ、その間に少しも有機的な綜合調整がなく、更に行政機關、研究機關、生産機關相互の有機的連絡が殆どなし。

それが各廳の行政に科學的の企畫性を失はしめる有力な原因である。

現に各廳に於て計畫立案される各種方策が實施不可能となり或は豫期の成果を生まない場合を仔細に検討すると法制的或は事務的の缺陷による場合よりも當初に於て綜合的に充分の技術的検討を加へなかつたことに原因する場合が多い。

此の種の例は物資動員計畫或は生産擴充計畫に於て枚擧に遑がない。

實例(九)

採炭、貯炭、陸運、海運の諸施設を最有効に動員する爲技術的見地から綜合的に考慮する必要がある。

この中何れの能力が上昇しても他の能力が併行的ならざる場合は齟齬を來す。

實例 (一〇)

我國に於ては各種通信用電柱はその所管省に従つて別々に建設することになつて居るため、某街路には軍用、公衆用、警察用、鐵道用電柱が無駄に併立して居る有様である。

實例 (一一)

支那に關する調査は現今興亞院を中心とし、東亞研究所、北支開發會社並に子會社、日本學術振興會、各大學、滿鐵、其他關係の會社にて行はれて居るが、その間に連絡統一少く爲に調査事項徒らに重複し、或は其の緩急を顛倒する等、綜合的能率的な調査機能發揮出來ず他の東亞共榮圈内に就ては各國政治勢力の錯綜な我國技術員不足の結果として其の實查範圍局限せられ従つてこれに關する確なる資料亦頗る貧弱である。

某機械工場に於て其所要資材各種合計年五萬噸を入手する爲及び此の資材の使用明細並に諸官廳よりの諮問に答へる丈の爲めに事務員約一二〇名と紙四萬枚を消費してゐる事實がある。若し技術行政を中樞化單一化する事が出來れば此の一二〇人の事務員と四萬枚の紙は大約四分の一に節約し得るのであらうと云ふ事である。

實例 (一二)

民間業者に對し同一技術事項に就て商工省、企畫院、陸海軍省其他より個々別々に何等連絡統一なく同様の諮問が發せられ、メーカーの専門技術者は其の應接に遑なく多大の時間勞力を空費してゐる。

五、國民科學精神の貧困

科學技術の發達の最も基本的な要素は一般國民の科學精神の普及充實である。我國は明治維新以來急激に科學技術の進歩を見たが、國民全體に科學技術精神を扶植するに到つて居ない。

従つて青年子弟の教育に於ても徒らに精神文化方面を偏重した結果、今日に於ては各方面から科學者技術者の不足が叫ばれると共に各種

組織機關の主腦部に技術能力者を有しない爲總ゆる方策竝に施設に科學的配慮を缺くものが頗る多い。

また今後の戦争が高級科學兵器の使用を中心とする事は論ずるまでもないが是等の直接操作に當る兵士をして速かに之に習熟せしむるには幼少年の時代から充分科學精神を注入することが肝要であるに拘らず、わが國ではその考慮が全く缺けてゐる。

實例 (一三)

最近に於ける我國青年子弟の教育分布は官公私立大學教育に於て總人員約四九、〇〇〇人に對し文科系統約三三、〇〇〇人、理科系統一六、〇〇〇人である。更に實業專門學校(高等工業、高等商業、高等農林學校等)に於けるそれは總人員約八三、〇〇〇人に對し文科系統六二、〇〇〇人、理科系統二二、〇〇〇人である。獨逸に於ては丁度此の比率が逆になつてゐる。

第二章 要 領

今迄述べた如く我國科學技術の現在の缺陷を是正し緊迫した國際情勢に即應する爲には大東亞共榮圈資源に基く我國独自の科學技術の急速な發展進歩を圖り之を總力戰體制に整備しなければならぬ。その具體的方策は

○科學技術研究の振興方策

○技術の躍進方策

○科學精神の涵養方策

の三項に區別し得る。

○科學技術研究の振興方策

一、基礎研究を尊重し研究施設を整備すると共に研究能率を發揮せしむる具體方策を講ず

外國の科學技術の輸入模倣に専念して來た我國に於て新に日本の科學技術を確立しようとするのは多少迂遠の如く考へる人があるかも知

れないが基礎研究を尊重し之を振興しなければ明日の技術の偉大なる發展は望まれない。

このためには官民各方面の研究施設を一般的に整備強化する必要があるが、現下の情勢からは適當な重點主義が採られなければならない。即ち現に我國に於て最も切實に要求され、かつ缺陷の最も多い科學技術研究事項に關するものを第一目標とするのである。此の意味に於て後述する如く材料及航空に關する綜合研究機關を早急に整備する必要がある。

次に官廳所屬の研究機關は一般行政官廳と同様の豫算會計、人事等の制度に制約されることが官廳研究を非能率化する重大な原因をなす所以に鑑み先づ此の制約から研究機關を解放することを考へ、研究機關の構成運用に當つては研究主腦者に充分部下の研究者を指導誘掖し得る實力者を選定し從來の如く官等閑歴のみを重視するの弊を改めることが急務である。

實例 (一四)

某航空研究所の音響研究者は經費の無い爲めに航空に關する音響の研究をすることが出來ず、辛うじて殆ど經費を要しない樂器の研究を行つて居る。

實例 (一五)

研究所は一般に定員が少く、かつ經費が少い爲に優秀なる研究者と雖も優遇昇格の途がない。これが爲一般官廳の例に従つて老練優秀なる研究者を他に轉出せしめ反つて本人の研究を阻害する例は相當多い。

實例 (一六)

蔣介石の設立した南京の國立綜合研究所に於ては先づ研究に關する法令、規制、官制を定め各部門につき夫々研究部長を定め専ら米國の組織を其の儘模倣した大規模のもの、如く見受けられ事變數年前より事業を始めて居たがその研究所の研究結果は何等見るべきものがなし。

此の様に法令規則官制のみが完備してゐて實效の擧らないと云ふ状態は我國にも澤山あり、一般に東洋的性格とも云へる様な現状である。

二、工業化研究を振興し研究成果の活用を圖る

優秀なる科學技術の基礎研究が得られたとしても、現在の我國にはこれを直ちに工業化する中間の實用化研究機關若くは實驗設備が無い。更に基礎研究機關と生産現場との間を仲介する企業化連絡組織が缺除して居るため、貴重なる發明考案が死蔵されると共に研究の促進力が旺盛とならない憾がある。

今後は斯る工業化研究機關を整備すると共に、行政的に積極的に之を推進せしめることが必要である。

實例 (一七)

我國某金屬研究所に於て極めて貴重な發明を完成したが、生産現場と何等の關聯が無かつた爲唯學會に發表されるに止まつた。然るに機敏な米國某製造業者は直ちにこれを取入れて自家製造品に應用した。我國某製造業者は米國雜誌により之を知り、日本に於て發明されたものであることを知らずして大金を投じその製造權を輸入し、米國に於て發明されたもののみ思ひ込んで製造して來たと云ふ極めて皮肉な實例が有る。

實例 (一八)

獨逸航空機界に於て中樞的存在となつて居るユンカー航空機及發動機會社に於ては、一九二六年頃より社長ユンカー教授の慧眼なる理想的構想に依つて將來の航空機用發動機は燃料としての性質と獨逸の燃料産出難より見て高速ディーゼル機關たるべきを想定し、非常なる努力の結果兩開き式ユンカーディーゼルの完成へ邁進した。當時全世界を通じ僅かに米國パツカード自動車會社に於て一基に百馬力程度の航空機用ディーゼル機關の研究が開始されて居つたに止まる状態であつたにも不拘、ユンカー教授は將來の航空機が躍進的に大馬力を要求すべきを察知し、最初から一基八〇〇馬力の試作に着手したのであつた。

當時獨逸工業界はユンカー教授は發狂せりとさへ噂したのであつたが遂に八百萬馬克の研究試作費を費し、ユンカー會社は破産に瀕するに至つて漸く此の航空用大馬力ディーゼルは完成された。かくして獨逸工業界を驚倒せしむると共にユンカーの名は世界に轟き、又はが刺戟となつて俄に獨逸航空機界は活氣横溢するに至つた。其後ナチスの政權確立に依つて今日の獨逸航空機を提出したのである。此

の一例に就き考へるも如何に研究の必要と工業化即ち試作に大金を要するかが判るであらう。

三、研究者の養成及び配置を計画的に強行す

技術者、技能者の計画的養成と其の總力戰的配置を行ふ

第一章方針の内國民科學精神の缺除の項に於て記述した如く過去に於て我國青年子弟の教育分布を誤つたために今日の如き科學者、技術者の大量的不足を齎したのであるが、事變第五年を迎へた今日に於ても、之が充分なる解決が見られて居ない。是に對しては過去に於ける鑛工卒業生の過剩に苦しんだ經驗から、再び反動期の到來することを虞るの餘り、大規模の養成組織の擴充に躊躇してゐる向もあるかに察せられるが、國家としては我國の科學技術の將來に對し透徹せる見通しを建て、計画的に教育並に養成をしなければならぬ。

更に技能者に對しては當面の必要に應ずる技術技能を與ふるのみならず、進んで生産に直接參加する皇國民としての修養を完からしむる爲工民道場の如きものを充分活用しなければならぬ。更に有事即應の戰時體制を強化する爲には官民を通じ科學者、技術者をして夫々その全力を發揮せしむる様配置編成替の必要があり、場合によつては之が徵用を強用せねばならぬ。

四、研究費を優先的に充當する具體的方策を確立す

五、研究用資材を物資動員計畫に於て優先確保す

從來兎角研究用經費並資材は他の直接效果の現れる方面より下位に置かれる傾向が著しく、官廳に於ける行政整理と云へば必ず此の方面が最初に問題となつた、民間會社に於ても同様であつて、餘程の大會社でないとなつた研究室を持つて居ない。今後は進んで國費の幾%或は會社利益の幾%かを優先的に研究費に充當せしめるやうな英斷的處置を採らなければ科學技術の劃期的躍進は期せられない。資材に就ても同様である。

實例 (一九)

滿洲國に於ては科學技術振興の爲に一般國費の増減に係なく一定金額を之に支出するといふ方針を建て、實行して居る。

六、研究目標を國家目的に基き企畫し連絡統合す

現在我國の官民各科學研究所に於ては、國家の切實な科學及技術上の要請が明瞭に分るやうな組織になつて居ないし又その爲の處置が採られて居ない。

従つて各研究所はそれぞれの判斷によつて學術上並技術上機宜の研究題目を選定するの外はない。甚だしきに到つては徒らに時流を追ひ外國の研究の模倣に終止し民間の研究所に於ては他の有する特許權の制限を逃れることに重點を置いて居るものさへある。

從來の自由主義的經營様式の中に生れた研究所のかゝる自由放任の研究體制を改め、研究題目を國家的綜合企畫の中に生み出して所謂研究題目の割當を行ふことによつてのみ、研究は最少の人員と資材を以て最大の成果を收め得るのである。

之と同時に研究者の精力戰的配置に依つて研究者の有機的な交流と最も能率的な配置が行はれるから個人の創意は益々發揮せられることになる。

實例 (一〇)

送電線を利用して中央部と發電所とを連絡する搬送電話や無人發電所の遠隔制御等は現在、三菱電機、東京芝浦電氣、日立製作所、富士通信機、その他に於て競争的に研究を進れてゐるが、これは各々独自の研究ではなく凡て獨逸シーメンスの研究に多少の改良を加へるか、或は單に之を模倣する程度に過ぎないのである。研究がこのやうな現狀に置かれてゐては多數の研究員と資材時間を浪費するに過ぎず研究を非能率化するより甚だしきはない。

實例 (一一)

金属材料の研究の根本は、金屬の組織を調べる金相學に外ならず、この研究に電子顯微鏡が是非必要なことと言ふまでもない。ところが獨逸に於ては既に十萬倍の倍率を有するものが完成されてゐるにも拘らず、我國に於ては阪大、東北帝大金属材料研究所その他大メーカーに於て漸く一萬五千倍程度を目指して研究を進めてゐる。この事實は單に研究人員と物資の浪費を止まるだけであつて、國家的より考へれば之を一、二の研究所にまかせ他は別の研究に協力すべきである。

七、研究補助獎勵に関する具體策を確立す

現在我國に於ては研究の補助獎勵は官、民各方面より行はれてゐるが、甚だ消極的であつて原田積善會、服部報公會、三井報恩會、日本學術振興會、齋藤報恩會、帝國發明協會等に於て年經費數萬圓多て數十萬程度の研究助成費を支出するに過ぎない。獨、英、米は勿論その他の小諸國に於ても數百萬圓或は數千萬圓の研究助成費を支出してゐる。

これ等に比べて我國の研究助成費は極めて少額である上に之を分散的に配當する結果、研究に對して數百圓、多くて數千圓の助成金を割當てるに過ぎない。しかも數百圓の小口助成金が何等の統制なく諸種の團體より割當てられるために助成の適正を缺き、研究費が少額の爲に折角の重要研究を中止するの已むなきに至らしめる實狀である。これを是正する爲には研究を國家的見地より選定すると共に助成金の交付を統制することが必要である。

實例 (二二)

工作機械は機械を生む機械として生産擴充の母體をなすものであるが、現在我國で製作される工作機械は、その性能が劣等なる爲大部分は獨、米よりの輸入に仰いでゐる。ところが米國の禁輸に會ひ、又獨逸よりの輸入困難な現狀では國產工作機械の精度の向上こそ生産擴充の要諦であるとして商工省當局は我國で製作の不可能な工作機械を列舉し、これの自給を圖るため三ヶ年繼續百卅萬圓を計上し、大メーカーに試作を命じたのである。ところが各メーカーに試作獎勵金の總花主義を採つた爲、一メーカー平均一、二萬圓程度となり、メーカー側からすればこのやうな些少な獎勵金の爲に貴重な勞力を非營利的な試作に振り當てるよりも價格一萬圓位の工作機械を原價一、二千圓で製作した方が現實に莫大な利益を擧げ得るから試作研究を延期し、折角の試作獎勵が殆ど何等の成果を擧げてゐない。

八、國家の科學技術能力を擴充しその進歩に貢獻したる科學者、技術者の表彰を行ふ

國家の科學技術能力の培養擴充に貢獻し、或はその進歩改良の實を擧げた科學者技術者を表彰することは科學技術の獎勵振興のために最も肝要であるが、わが國の現狀は甚だ消極的且つ微温的であつて、積極的に科學者技術者の研究心を誘發する効果に乏しい。而もこれが表彰に際してはその方法、時期、題目等につき充分の検討を加へないと必ずしも好結果を齎さない。

如斯企畫は今後技術行政の一課題として慎重なる考慮のもとに一元的に取扱はれねばならぬ。後段に掲げた實例(三九)の如きはその好個例である。

實例 (三三)

某事業官廳に於ては數年前より報奨規定を設けて技術的發明進歩に貢献した部内者に賞金を出して居る。その額は最高千圓、最低十圓迄あるが、受賞者は金額よりも表彰を受けることを無上の光榮として相當効果が擧つて居る様である。

○技術の躍進方策

九、大東亞共榮圈資源並に環境につき科學的基礎調査を整備強化す

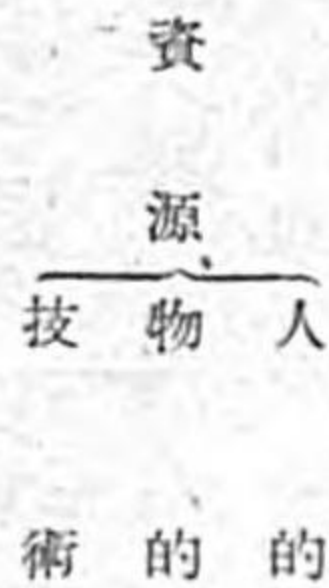
方針の項に於て説明せる如く日本的技術の確立大東亞共榮圈の資源及環境に立脚せる技術の創建を目標とする。

之が爲には先づ大東亞共榮圈内の各種資源及地質、氣候、風土、民族、慣習等を科學的に徹底して調査し技術的基本條件を明にしなければならぬ。

斯かる基本條件の上に立つて始めて不足資源の克服と、技術的質的、量的躍進とを期待し得るのである。

技術が資源を活用し資源が技術を生むのであるから廣い意味からは

資源は之を



の如く考へ得るのであつて、こゝに科學的基礎調査の絶對的必要性がある。

此の點に關する從來の調査は甚だ小規模でかつ統一がなくまた重複が少くない。之を速に綜合統轄しかつその機能を強化するためにも

技術行政中樞機關の設置を必要とするのである。我國に於ける物動計畫乃至生産力擴充計畫が企畫性を持たないのは是等が正確なる調査統計に立脚してゐない事が一つの大きな原因である。科學技術の行政も亦是に基底を置く事を絶體の要件とする。

實例 (二四)

支那に關する調査は現今興亞院を中心とし、東亞研究所、北支開發會社、日本學術振興會、滿鐵、其他關係團體にて行はれ、興亞院に於て之が連絡に當つて居るが、之を東亞共榮圈の全地域に擴大する爲には強力なる中樞機關の創設を急務とする。

實例 (二五)

支那に於ける各種資源中特にタングステン、アンチモニー等の特殊金屬は世界産額の大半を占めて居り科學兵器の製造の必須品である爲世界列強は競ふて之を獲得せんとして居る。

然るに從來此種資源の支那に於ける確實なる調査が我國に於て完成されて居なかつた爲に資源獲得の爲に意外なる困難を経験しつゝある。

一〇、總力戰體制に於て國家緊要の技術に關する劃期的躍進目標を確立し之を計畫期間内に實現せしむる爲め技術能力を集中動員す

現在の産業行政形態に於ても勿論我國の技術は不斷に進歩はしてゐるが、唯その進歩の度合は自然發生的或は副産物的であつて極めて遅鈍である、例へて言へば普通列車が各驛停車を行ひ乍ら漸時目標に近付くが如き状態はこれ迄の海外依存、自由主義經濟下の産業行政に於ては充分と言ひ得るかも知れないが皆無ではなかつたのである。

斯かる微温的發達で満足するならば驚異的に技術が躍進しつゝある獨米その他諸國と我國との距離は加速度的に増大して行くであらう。此の引離された距離を急速に短縮して先進諸國の技術水準に到達し進んで之を凌駕するが如き超特急的技術躍進の速度を築き上げる爲には又特急列車的措置が講ぜられなければならない。これ我國技術の躍進目標を確定し之を計畫期間内に自然發生的でなく能動的に強行實現せしめる爲に我國技術能力の總動員を行はんとする所以である。

例へば航空機に於て我國産優秀機が假に五〇〇軒時の速度を現出してゐるとすれば獨、米、ソ聯に於ては既に七〇〇—八〇〇軒時を具現

して居り、我國産機が五五〇籽時に到達する時には彼は九〇〇—一〇〇〇籽時に近付くことを豫想しなければならぬ。従つて急激に彼等の水準に追ひ付く爲には

第一期 六〇〇籽時

第二期 八〇〇籽時

第三期 一〇〇〇籽時

と云ふが如き目標を決定し、是が現實に必要な種々の要件の充足、例へば材料、發動機、機體構造等の進歩に向つて非常特急的措置を講じなければならぬ。

又別な例として軍用として極めて重要な用途を有する光學器械に就て考へるに、優秀なレンズは科學的に精度の高い光學硝子を種々組合せなければ出來ないので光學器械の發達にとつては先づ優秀な光學硝子が要求される。獨逸のショット會社は一九〇二年に於て既に六十

八種を製造して居り現在は百五十九種に及んで居る。所が我國に於て製造し得るのは僅かに二十數種に過ぎない。現在大阪工業試驗所、日本光學會社等で研究をすゝめて居るが獨逸はおろか英、米にも遠く及ばない有様である。斯かる劣勢を恢復し更に一步進んで世界の水準を凌駕する爲には茲に躍進目的を設定し此の目標實現の爲に非常手段を講じなければならぬ。

斯かる非常手段を特急列車的措置と云ふのである。

尙その躍進目標に對して技術能力を集中動員する事は現在の如き體制では決して期し得ないのであつて科學技術行政中樞機關を設置する事により更に又後段に詳記するが如き指導者原理により是を運用する事によつて始めて達成せらるゝことを確信するものである。

一、優秀技術の不斷の發展と其の急速なる普及を圖りこの目的に貢獻したる企業に對しては資金統制並に經理統制の運用に當り適切な報奨の途を講ず。

方針の説明中「民間技術の秘密及競争」の項に於て説いたる如く從來の企業家が優秀技術を獨占して來たのに對し總力戰體制に於ては速

に之を同種企業に適用し全體としての技術能力の増進を圖ることが緊要であつて優秀技術は之を廣く普及傳播することに依り其の國家的意義と價值とを増大するのである。勿論我國科學技術の不斷の進歩發展とその急速な普及を圖る爲には之を具現した企業に對し自ら報奨の途を講ずることを必要とする。然し之に對しては必ずしも報奨金、獎勵金等を交付せずとも取敢へず之等の企業に對し資金統制並に經理統制令の運用に當り適切な方策を講じ廣く國內企業に自發的努力を集中させ、以て總國力的科學技術の進歩發展を招來せしむる事を必要とする。之は行政權力を直接行使せず各企業體の創意努力を活かすことにより此の種統制の運用の妙を發揮し得るものである。

一二、工業所有權を適正なる報奨の下に國家目的に基き使用せしむ

前項に説明せる如く從來各企業が嚴に秘密主義をとり之によつて利潤追求を恣にして來た技術を他の企業にも公開せしめることにより、質及量に於て生産力が急激に擴充されるものならばこの技術の中に含まれる工業所有權も國策的に必要ある場合は嚴正なる價值評價を行ひ適正なる報償と限度とに於て之を廣く公開させる手段を取ることが必要である。

從來とても公益上必要ある場合は國家が工業所有權を收用し得ることにはなつて居たが、徹底的に技術を調査する機關がないため如何なる特許を收容すべきか不明で且手續の煩雜及各種の紛争の惹起を恐れてまだ實際には運用されなかつたものである。今後は單に國家に收用するばかりでなく、技術水準昂上のため民間各同業者にも普遍的に但し適正なる報償の下に使用せしめようといふのである。

一三、技術の輸出入を總力戰目標に基き計畫統制す

現在我國に於ける技術の輸入は外貨節約の必要から起つた爲替統制によつて制約されて居る。勿論その輸入に當つては技術上の觀點からの検討も行はれるがそれは第二次的に考へられて居る。

我國の技術水準が歐米に比較して低位にある以上必要不得止當面の急を救ふ爲には相當の技術の輸入を爲さざるを得ない。

この輸入に當つて方針の項に詳説した様な國內同業者の競争意識や技術的調査粗漏に起因する莫大なる損失を防止する爲に國家目的に基き計畫的に之を計畫統制し輕重緩急を誤らしめないと共に、その輸入の條件を國家に於て精査しなければならぬ。

現今民間各會社が外國會社と締結して居る技術輸入の契約内容は政府に判明して居ないが之は速に政府に提示せしめる要がある。

實例 (二六)

或航空機用計器について我國の或る會社が米國の某大會社と特許契約を結び製作してゐるが、その契約内容について國家の管理を受けない爲、之に關して日本に於て改良進歩を加へたならば直ちに米國側に報告する義務を負ひ、更に製作個數に應じて實施料を支拂ふと云ふ契約を結んだ。それ故製作個數は我國の某會社から米國某會社へ報告され、米國某會社派遣代表者はその製作現場を檢査する權能を持つてゐる。此方面から我國航空機製作能力は自發的に米國へ報告される事になり恰も日本は米國の技術植地たるの觀がある。

一四、企業經營組織に技術能力を充足せしむ

我國の企業經營組織に於ては從來科學技術尊重の氣風がなく、幹部に技術的能力の浸潤が不充分であり技術を根幹とする企業經營に於てさへその指導階級に技術的能力を缺くものが甚だ多い。これは斷じて技術の躍進的進歩を實現する所以ではない。官民協力して速かにこの弊風を是正し企業經營組織に技術的能力を充足せしめる方針を取らねばならぬ。

實例 (二七)

某工場に於て兵器に關係ある内燃機用曲軸を製作するのに正三角形の裁断面を有する鍛造鋼材より非常な時間と手間をかけて曲軸を削り出すので、その素材の約九割は削屑となり僅かに一割が所要曲軸として残るのである。而も材料の組織が曲軸中心線に沿つてゐない爲續々として折れると云ふ現狀である。或るとき必要に迫られて米國某工場へ圖面を送り此の曲軸完成品を注文したところ製作期間が輸送期間を含んでさへ約半分の短期間であつた許りでなく原價が四分の一と云ふ安値であつたと云ふのは米國に於ける曲軸の製作方法は精密鍛造(我國では殆ど出来ない)によつて始から素材を曲軸型に作り、その素材の表面を多少削り取るだけである。而も組織も曲軸に沿つて通つてゐる爲壽命は比較にならない程長いのである。注文を出した我國の某工場の設計技師は曲軸型に鍛造の上仕上げをする設備を爲すべきであると主張したのであるが不幸にして工場幹部は技術的判斷能力を缺いた爲、單に當面の營利主義に捕はれ、畢竟經濟的にも有利な改良の必要を悟らず四倍の原價を犠牲とする許りでなく資材の大部分を鐵屑として而も脆弱な曲軸を多量に生産して居たのである。この工場の幹部が技術的能力者でありさへすれば斯かる國家的浪費は防ぎ得た筈である。

實例 (二八)

兵器の重要部分に使ふ齒車を製作する某製造會社は優秀な米國製工作機械を使つて製作してゐるにも拘らず、鑄物、熱處理等は總て外注に出す許りでなく技術者ならぬ工場の幹部は齒車に使ふ材料については全然知らない人達で占められてゐるので外注の技術的條件は殆ど考慮せられず、實に寒心に耐へないやうな製品を亂造する。若し技術的知識を持つ人間ならば材料によつて判斷した相當の熱處理をも併せ考へ自分の工場に於て仕上げを行つてゐる筈である。

一五、技術者技能者の計畫的養成と其の總力戰的配置を行ふ

本項は科學技術研究の振興方策三に於て説明した。

一六、規格統一竝に工業標準化を急速整備強制す

素材、部分品等を統一し、また工業製品の性態形態等を標準化することは良品廉價多量生産の根本要件であるが、我國における規格統一の業績は遅々として進捗せず、またその主管廳も商工省、逓信省其他に分離して一貫した方針がない。速かに之を整備し、之が普及を強制することを要する所以である。

實例 (二九)

電氣通信機器の規格統一の原案は電氣通信學會で作成し關係官廳が之を承認するのみである。之が經費として年々商工省より五百圓逓信省より五千圓支給されて居るが全部の規格を制定し得るのは何時になるか豫定がつかない。

別刷實例集 (一五九) (一六一)

○科學精神の涵養方策

一七、國民科學精神涵養の觀點より教育、教科の刷新を行ふ

科學及技術は科學精神の漲つた環境に於て始めて育成され進歩する。眞に一國の科學、技術を躍進せしめる爲には先づ國民科學精神の涵

養を根本とする。然るに國民基本訓練の最重要部分を擔ふ我が義務教育に於ては無味乾燥で内容の貧弱な理科教育が國民の最初に潛る科學的訓練部門を受け持つて居る。

而も理科と他の科目、即ち讀方、算術等との間には殆ど何等の有機的連絡がない。そもそも理科は兒童に正しい觀察、思考、分析、實驗等の科學的生活態度を日常の生活環境の間に興味深く體得させてこそ始めて成果を擧げ得るのである。然るにその教科書、教師の素質、教育方法等の低劣なるため、殆ど暗記學課として知識の機械的注入に惰してゐる現狀である。

次に、科學教育の正しい基礎の上に立つて始めて成果を擧げることの出来る技術教育即ち手工教育も、其の内容に於て、方法に於て實に不完全で、これ又何等兒童の興味を惹かず、多數兒童の關心は寧ろ小學校の手工教育よりも格段に進歩せる少年科學雜誌の模型工作等であり、之に對して小學校教員は殆ど指導力なく手を束ねてゐる現狀である。

更に中學校に於ける科學教育に關しても之と同様或は以上の缺陷がある。

實例 (三〇)

小學校教員の手工科擔當者は模型飛行機の原理、工作方法の要點を知らず單に機械的に模型機の作り方を兒童に教へるに過ぎない。それ故翼が一寸曲つてゐるだけで飛ばないと云ふ様な故障さへも直し得ない實狀にあり。研究心の強い兒童は殆ど之に頼らず少年科學雜誌の工作欄等に依つて飛行機、電車等を作つてゐる。

一八、國民特に青少年の技術的訓練に關する施設を整備し國防科學的訓練並に防禦訓練を行ふ

近代戰爭と雖も旺盛な志氣と逞しき精神力の重要なことは論を俟たないが、何と云つても直接戰鬥は機械化兵器を驅使する戰鬥が決定的位置を占め、その間接戰鬥とも云ふべき銃後の護りは、爆彈、瓦斯等に對する科學的防禦措置の適否が其の運命を定めてしまふ、つまり攻防共に科學、技術の巧妙な運用に俟つて始めて其の目的を達することが出来る、之に對し我現狀を看るに我國では機械化兵器を縱横に驅使する必要な科學、技術的豫備訓練が殆ど青少年に實施されてゐない。従つて短い在役期間に於て假令暗記的に兵器の操縦を覚え込んでも、技術的智識が皮相であるため實戰に際し故障の修繕が出来ず、むさむさ不利に陥る等の事が多いのではあるまいか。

更に防空防火に對する防護施設が貧弱で訓練も單に精神訓練の程度を出ない現状では猛烈な敵襲に會へば全國に残存し得る都市工業地は殆どあるまいとさへ思はれる。

實例 (三二)

今次の歐洲大戰で佛國の戰車兵が味方の破損戰車を修繕出來ず不利を蒙つた場合が多かつたのに比し、國防科學的訓練豊かな獨逸兵は敵彈により故障した戰車を修繕しつゝ、續々進撃した。

實例 (三三)

航空機の都市攻撃は破壊爆彈、毒瓦斯彈、燒夷彈等を同時に投下して猛威を逞うする事は覺悟せねばならぬ、是れに對し日本の國民には殆ど防護マスクが普及せず、又マスクは不完全で最近の毒ガスには役に立たぬ。

訓練と云へばモンペを穿いた家庭婦人の兒戲的な防毒防火訓練に止まる。之に對し英國は今次開戰後二日目に全國民に防毒マスクを配布し、携帶者以外の歩行を禁止するの方策に出た。

更に防諜的訓練については近代戰は綜合國力の發揮如何が勝敗の岐れ目をなし、此の意味よりすれば、國民の一顰一笑、國土の一木一草が綜合國力を構成し、又之を反映するから完全な防諜謀略對策は益々困難となる。

然るに我國の防諜對策は甚だ微温的で國民は上下一貫して防諜思想を缺如し、街頭の宣傳ポスター類のほか何等防諜訓練の見る可きものがない爲、至る所に重要國內事情の外國への漏洩が行はれてゐる。

對策としては旅館、飲食業者、青年團等を構成分子とする全國的防諜組織網を作り、科學的防諜技術、防諜方策等を組織の末端に迄完全浸潤させることが肝要であるが、その根本は國民の科學的訓練でなければならぬ。

實例 (三四)

某國人が全國各地方より新聞雜誌を集めて我國の綜合國力を推定する一覽表を作製してゐるといふ。

實例 (三五)

取引注文に假装して幾段階もの我商會社を通じて我國重工業部門の在庫品數、生産能力、生産技術程度を調査してゐる外國人もある。

實例 (三五)

新聞雜誌の記事に於て國內狀況の發表は嚴重な檢閲を要する。例へば山手線が——時間停電したのは〇〇變電所の故障による等の記事は其の變電所からの送電系統を外國に諜報する様なものである。

一九、科學普及に關する社會施設を増備すると共に刊行物等による科學技術の社會教育を刷新強化す

科學技術の進歩は單に少數の科學者技術者を生むことによつて成し遂げられるものではなく國民の日常生活の中に科學精神が養はれ、科學的知識が普及し、その環境の中に青少年を育成して優秀な科學者、技術者を生むと同時に又科學技術の進歩に協力支援する社會的基礎を作つてこそ始めて達成される。

然るに我國の現状は爲政者、官界主腦者、或は國民の間に科學、技術に對する認識が極めて低く、その上教育行政に於て國民の科學技術的訓練に關する企畫不十分な現状のまゝに推移せんか我國は恐る可き重大危期に當面するであらう。

これ科學精神の涵養と科學知識の普及を圖り國民を科學の貧困から救ふことを急務とする所以である。そのためには

(1) 現在の科學博物館は單に色々の目新しい物を陳列する陳列館に過ぎない。これは誰でもが自由^に手にとつて研究する程度迄に組織と陳列方法を改め、かつ國內各重要都市に博物館を増設してこれを普遍化すべきである。

(2) 文化科學映畫の普及を圖り色々の現象或は生活を科學的に教へ國民の科學知識を養ふと共に、創意の啓發に努むべきである。

(3) 刊行物に掲載される科學記事の統一と擴充を圖る必要がある。新聞雜誌に現れる科學記事は現在極めて非科學的である爲國民に科學を誤認させる虞なしとしない。これ等を統一して正しい科學とわが國科學技術の現状を教へるやうに整備擴充すべきである。

二〇、國民體位を向上せしめ戰時生活を維持するに必要な生活科學の確立普及を圖る

極めて不足な物資によつて生活を營み、而も國民體位の向上を圖ることを目標とする戰時生活は先づ家庭の科學的生活に始まらねばならぬ。そのためには主婦の科學知識を高め衣食住の凡ゆる點に科學的考慮を加へ、日常生活を科學化することを刻下の急務とする。

第三章 措 置

以上説明したやうに、日本の科學技術を劃期的に躍進せしめる爲には、科學技術研究振興方策、技術躍進方策、科學精神涵養の三方策を急速に實施することが是非とも必要である。而して技術の躍進には基礎研究機關、應用研究機關生産現場を専門別に一貫して縦斷的に連絡すると共に、これ等相互間を有機的に横斷的に連絡し、國內の各機關を劃期的躍進目標に向つて猛進させる體刷を整備することが必要なのである。然し乍ら從來の官廳は監督行政に終始し、専門に分科された技術を各省各局に分掌せしめてゐるので、之等が互に連絡もなしに技術の振興助成を策し、或は多少の機構擴充を行つても、國家目的に沿ふ技術の劃期的躍進目標を決定し更にそれ等を發達せしめる爲に基礎研究、應用研究生産現場に亘つて一貫した連絡指導をなす等は到底不可能である。

従つて基礎研究より生産現場に亘る各機關を國家目的に沿ふて動員し、併せて科學者技術者の總力を發揮せしめる爲には要綱の措置に掲げた如き

科學技術行政機關（假稱技術院）の創設

科學技術研究機關の綜合整備

科學技術審議會の設置

の三具體措置を急速に實現せしめねばならぬ。以下その趣旨及内容を説明する。

○科學技術行政機關の創設

一、總力戰體制に應ずる科學技術の行政中樞機關の設置

各省に分散されて居る技術行政に對しては核心となり、技術躍進目標の達成には挺身部隊として戰時下の科學技術界の面目を一新せしめる技術行政中樞機關の必要なことは今日の内外の状態より見て何人にも首肯出来る事實であるが、從來の如き性格の官廳を新設したとこ

ろで屋上屋を重ねるに等しく大した効果は望まれない。

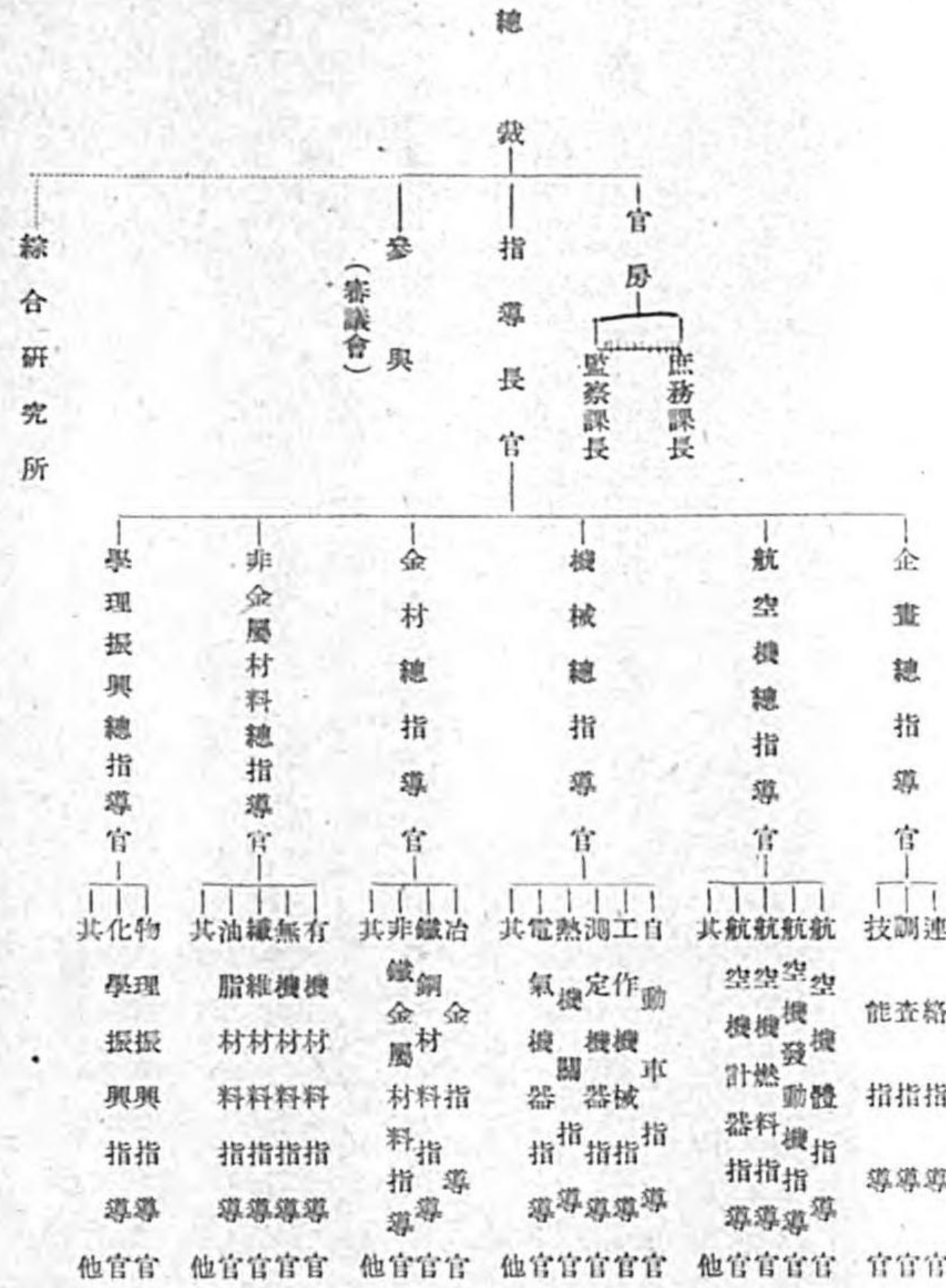
従つてこゝに云ふ技術行政中樞機關は之等とは組織内容に於て全然異つて居なければならぬ。即ち現在我國の科學技術の水準が獨米のそれ等に比し甚しく劣る理由を再考すると茲に絶対に必要なことは、從來の産業行政の如く各企業相互の弊害を除去調整するといふ消極的な監督行政と全然切り離すことである。言ひ換へれば産業行政と普通列車と考へるとこれを追ひ抜いて高速を以て獨米のそれ等に追ひ付くことのみを目的とした特急列車が必要となるわけで、これを官廳機構について言へば普通列車的役割を果す行政機關と全然別個に新たな科學技術行政機關が必要であることに他ならない。即ち技術を急速に發展せしめる爲には凡ゆる技術が基礎研究機關、應用研究機關、生産現場に亘つて有機的に綜合されダイヤグラム通り豫定の目標に豫定時間内に到着すべき責任ある新たな機關即ち指導原理に基いて運営される技術院が必要である。逆に言へば舊體制的慣習に捕はれ或は權限問題に基く小乘的感情より萬が一にも特急列車を否定するやうなことがあるとすれば、現下の緊迫した國際情勢に於て救ひ難い破滅を覺悟しなければならぬ。

而して此の組織の運用に當つては官民共に從來の機構を改め次に説明するやうな指導者原理によつて一貫した責任を明かにし、その反面に於てその責任の範圍内では絶體權を與へエキスパートの努力心を湧起せしめると共に冷厳な責任遂行をせまらねばならぬ。従つてその機構は從來の既成概念を打破した次表の如きものでなければならぬ。

尙本機構の詳細竝に各職員の職務職權に就ては後段に詳説する。

技術院の組織(案)

(注意) 航空機械金材或は自動車工作機等の専門別の分類は単に一應の例を示を爲したるものに過ぎず、更に追補削除等の變更あるものとす



二、指導者原理に基く技術行政

前項に於て簡單にその必要を指摘して置いた指導者原理の内容を茲に詳述する。
指導者原理の最大の特徴は限定されたる職責の範圍に於て終始一貫した全責任の負擔と、其の半面に於ては其の範圍内に於ける絶対權力

の行使にある。

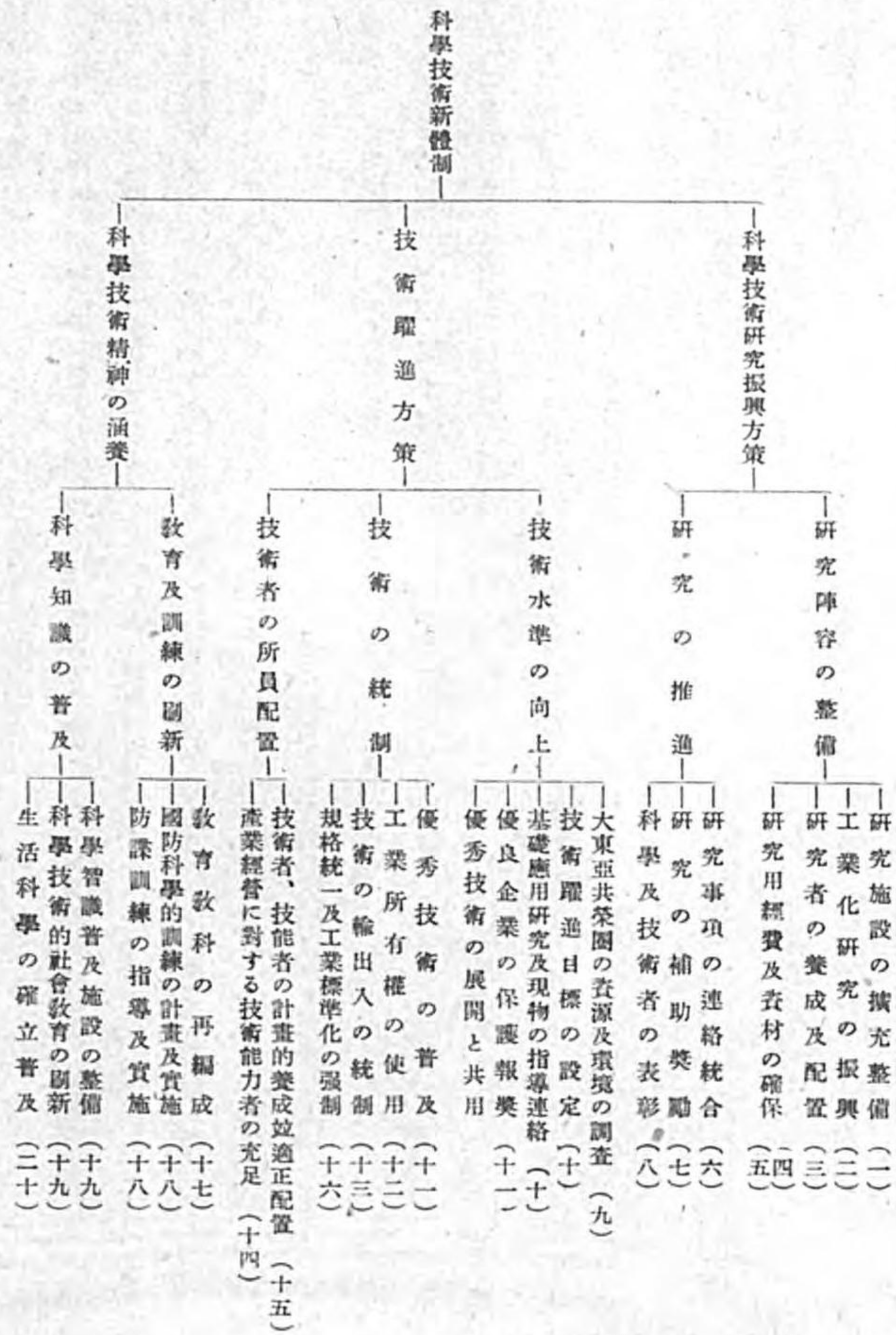
例へば、本技術院の組織に於て航空機總指導官は事航空機に關する限り絶対權を持つと共に其の半面に於ては指導長官に對し全責任を負ふのであつて、是れを實務に依り更に詳しく説明せば、假りに我國産最優秀機が現在巡航時速〇〇〇軒、最大時速〇〇〇軒を現出してゐるが、假想敵國の夫れに比し約〇〇〇軒の劣勢に在る爲め何とかして向ふ三年間に是れを巡航時速〇〇〇軒、最大時速〇〇〇軒に進歩させねばならぬとする、是れを引受けた航空機總指導官は部下の機體、發動機、計器、燃料等各指導官に夫々三年後の目標を指令し、是れが達成に必要な各年毎の各部分の改良案を出させるのは勿論であるが必要な場合指導長官を經由し工作機械は斯くあるべし。材料は、電機装置は、職工技能は、等々凡そ航空機構成の各部に亘り夫々専門總指導官乃至研究所へ要求を出す。斯くして三年經過し、若し所期の計畫が完遂されない時には、茲に監察課長の活動となる。

若し航空機總指導官の責任である事が明瞭となるならば航空機指導官の辭職は勿論であるが、失態の度合に應じ場合に依つては或程度の處罰を受けねばならぬ。勿論其の場合、航空機總指導官は何故所期目的達成が完遂出来なかつたかを更に分析し、若し部下の發動機指導官の怠慢乃至能力の不足に依る事に結論を得たならば自身の辭職は勿論發動機指導官を辭職せしめるか免職し自己より軽い程度の處罰を加へねばならぬ。

上述舉例の如く企畫より結果迄一貫して責任の所在と範圍を明らかにする事に依り且自己の企畫、實施事項が結果となつて現はれる迄は絶対對稱を許さない組織である爲めエキスパートの渾身の努力を集中せしめ、大なる責任を引受けさせる半面に於ては其の責任遂行上絕對必要な其の範圍内に於ける絕對の權限を與へる必要が生ずるのであつて、從來の我國官廳組織に見るやうな責任の曖昧な分散より來る結果に對する無關心と個人の創意を集中し得ざる建前より來る前例尊重主義、及び事務の横斷的區分より來る結果との無關連さを防遏せんとするものであつて、永年の弊害が蓄積した我國行政の夥しい缺陷を一舉に是正し、獨米等の技術水準に極めて短期間に追付く特急列車的效果を擧ぐる爲め唯一必置の機構であると確信する。而かも單に技術に止まらず、我國官民各方面に於て緊迫した國際情勢に對應し官界新體制の嚆矢を、現在に於ては其の指導者原理に依る特異の組織は亦同時に我國官界新體制の一つの先驅であると信ずる。

三、技術院の所掌事項

技術院の所掌事項は要領に掲げた三方策全般に亘るものであるが之が實施に就ては自ら精粗がある。今之を便宜上分類して一表とすれば次の如くである。



之等三方策は夫々關聯して居り総合的に計畫されなければならぬ。その實施に當つては官民各方面で夫々分擔して執行せられるものであるけれども一應は總て技術院に於て全體的の立場から先づ方針が定められ総合企劃せられる必要がある。而して之が實施に當つては、技術院で直接執行するもの、關係各廳及技術院で分擔して執行するもの及総合企劃及び連絡統合にのみ止るものに區分する事が出来る。

各省に分掌されてゐる技術行政の全般に亘る総合企劃を爲すためには技術院は企劃院の如く各省とは別個に内閣總理大臣に直屬せしめる。技術企畫は産業行政の根幹を爲すもので、物資動員計畫、生産力擴充計畫が技術企劃の完璧を俟つて始めて紙上計畫に附するをまぬがれることが出来るのである。高度國防國家の完成自體は一に技術企畫の適否に依存すると斷定せられるから、特に國務大臣をして技術院總裁を兼ねしめ常に閣議に列し國策の決定に直接參與せしめなければならぬ。更に技術院が直接實施する事項を有する點は恰も技術省たるが如き性格を有するもので組織としては今回新設せられた内閣情報部が直接執行事務を有するものに酷似してゐる。かくの如き組織を採らざるを得ないのは我國科學技術の躍進的發達を圖る爲め特急列車的役割を果さしめると共に、総合企劃をして常時我國情の技術行政に對する痛切なる要請に即應せしめる爲で、別に説明した技術院の指導官が我國各方面の研究及び技術に直接關與し、而も其の實際には最も精通して居る人であるから之等を直に動員して最も適切なる総合企劃の立案に當らしめることが出来る。

四、既存官廳との事務分界

○科學技術研究振興方策

- (一) 研究施設の擴充整備に就ては官民を通じ之が組織、内容共に總て技術院に於て總覽するが之が實施は各廳、民間に於て夫々執行するは勿論別途特殊法に基いて設置せられる綜合技術研究所に就ては技術院が直接所掌する。
- (二) 工業化研究の振興に就ては綜合企劃に基いて各廳に於て實施するが劃期的躍進目標に掲げたものに関しては技術院で直接實施する。
- (三) 研究者の養成に關しての實施は文部省であるが之が配當事務は技能者と同様厚生省所管であるのを技術院に移管する從て厚生省職業局中の此の事務を所掌してゐる部署は移管を要する。

四、五 研究用經費及資材は毎年技術院に於て官民各方面と協議の上之が整備規模を定め企畫院、大藏省、商工省等の關係各廳と豫め協議して經費及資材を優先的に確保する。然る後各研究機關の主管廳を通じて經費及資材の配當を要求させる。

六 研究事項を連絡統合し國家目的の線に沿はしめること。
 現在は實際には何れの官廳でも行はれてゐないので技術院に於て審議會及各専門の指導官を活用し必要に應じ各研究機關に對し方針を明示すると共に連絡統合の實務を行ふ。

七 研究の補助獎勵は技術院で前記研究用經費及資材の確保並に配當を綜合企劃するとき同時に決定する。

之に基いて各廳に於て夫々補助金獎勵金等を交付するが、後段に述べる劃期的躍進目標を確定して技術水準を向上せしむるに特定の科學技術研究に對しては補償金と共に技術院に於て直接之を行ふ。

八 科學者及技術者の表彰は從來官民各方面で實行してゐるものは從來の儘とし新に技術院に於て積極的に行はんとするもの及賞勳局に上申を要するものは總て技術院に於て綜合的に下審査を行ふこととする。

○技術躍進方策

九 科學技術調査の整備に關しては技術院に於て官民各組織に於ける調査を統合連絡する外直接大東亞共榮圈内の資源及環境に就き徹底的調査を行つて國策並に技術研究方針の決定に充分の資料を提供する。

一〇 技術躍進目標の設定及之が實現に動員する基礎應用研究及現場各機關を指導官組織に依り有機的に連絡する業務は技術院設置の大眼目で之は全部技術院に於て實施する。

躍進目標は我國の總ての研究の目標を設定するものではなく恰も物資動員計畫に於て計畫物資と計畫外物資とがある如く研究目標も特定の現下最も緊要なる事項のみに止るものである。

然し躍進目標を特定しても關係する研究範圍が狭くなると云ふことはない。即ち航空機用發動機だけを考へても之が改良進歩の爲めには學理から各種材料、工作法、電氣、氣象等總ゆる基礎應用現場の研究機關を動員しなければならぬ。

従つて技術院は軍、民、學總ての研究機關及現場に對して之を躍進目標の到達の爲めに動員し得る體制を取り得るものでなければならぬ。

その權限關係は次の三種に分けて考へられる。

- (1) 措置に掲げられた綜合研究機關は技術院に直屬するから必要な命令は技術院から直接行ひ得る。
- (2) 他の官廳に屬する研究機關に對しては、官制に於て技術院の所掌事項に就ては關係各廳に共助を求め得る旨を規定し、研究に對する直接の命令權は有しないが技術院から關係廳に共助を求めた事項に對しては關係廳に於て改めて命令なり指揮なりを採ることとする。勿論こゝに到る迄には指導官は關係各廳の當事者と充分の打合せを行つてゐるから前記共助及命令に扞格を生じない様に處置することが出来る。

- (3) 民間の研究機關及生産現場に對しては研究所なり會社なりに對し直接命令を發し得ることとする。

この(3)の場合に商工省其他の産業關係官廳が包括的に監督してゐる所へ技術院が技術研究面のみから別に命令を發することは監督行政を多元化するかの様に見える。然し商工省其他は現在多くの場合直接には民間技術自體を行政の對象としてゐない。また責任を持つて躍進目標を豫定期間に達成することに依り得るらるゝ利益の爲めには此の種の懸念が多少あつても忍ぶべきであると考へる。此の様な理由の爲めに行政處置が一元的に行はれて居ないことは屢々ある。

例へば工作機械製造事業法並に航空機製造、事業法に於て政府は製造會社に對し機體の製造特殊事項の研究特殊設備の施設等を公益上及軍事上の必要から命令し得ることになつて居り之が施行令又は施行規則等に於て此の場合の政府とは軍事上の場合陸、海軍大臣、公益上の場合商工大臣或は逓信大臣となつて居るのはその一例である。これは軍事上止むを得ざる要求を充足する爲には行政處置の二元化も又忍ぶべきであると認められたからである。

技術院に於て技術躍進上の必要から前記の行政處置を採り得るとすれば一應更に多元化することになるが、成るべく此の弊を生じない様な措置を採るべきは當然である。従つて躍進目標に關聯ある製造事業法等の運用に當つて其の特急列車的性質と綜合的性格に鑑み、

技術改良に關する軍事上、公益上並にその急速躍進上等の諸要求を技術院に於て連絡調整し、技術行政處置としては技術院に一元化する様な措置を採るべきであると認める。

躍進目標に關聯するけれ共事業法の制定なき製造事業に對しては從來何れの官廳からも技術改良の面から特定の行政處置に出ることは殆ど皆無であるから實際には多元化の弊は生じない。

但し技術院は限られたる特定目標以外の事項の研究の推進に對しては直接關與せないのであるから其等の事項の研究の推進は從來の行政主管廳に委せておく。

従つて前述の様な命令を爲したる場合の補償或は試作を命じたる場合の奨励金の交付に關し、製造會社の事務所、研究所、工場を臨檢し又は必要な報告を爲さしむる事に就ても、特定目標に關する限り技術院に移管すべく特定目標以外は從來の儘とする。

以上の爲めには總動員法の改正又は研究所法と云ふが如きものを制定するを生ずる事が豫想される。

□ 優良企業に對する報奨はそれが優秀技術を基本とする以上如何なる企業を報奨すべきかは各關係廳と連絡協議の上技術院に於て之を判定するが報奨事務が資金統制令並に經理統制令に基いて行はれるからその實施事務は大藏省に於て執行せられる。

次に技術の統制に屬する

□ 優秀技術の普及

□ 工業所有權の使用

□ 技術の輸出入の統制

に關して前二項は我國にては從來殆ど行はれてゐなかつた新たな行政事務である。この事務は内外に於て完成した技術を如何に廣く活用するかと云ふ問題であつて前記特定目標に對する研究の推進とは其の取扱に於て異にすべきである。勿論相互關聯してゐるので單獨に處理すべきでないのは云ふ迄もない。

この事務は(1)如何なる技術を普及、使用、輸出入せしむべきかの判定と(2)何人に或は何企業體に之を普及、使用、輸出入せしむべきや

の二つの問題がある。

前者は技術院が成立すればその指導官が技術の内容を最も熟知して居るから技術院に於て判定すべきである。後者は總ての條件を具體的に考查しなければならぬが結局は劣等技術を優秀技術に代置する事で、使用せしめんとする人或は企業體に之を充分に活用する技術的能力ありや否やがその判定に當り最も重大なる要素で其他は從である。然るに之の判定に對しても技術院の指導官が最もよく實情を熟知して居ると考へられること及兩者の判定に當つては綜合技術的に考查することが最も重要である。従つてこの三事項は技術院に於て大藏省、商工省、陸、海軍省其他と必要に應じ協議の上直接實施するを可と認めらる。

但し技術の輸出入とは、製造會社が單に器具機械又は材料を輸入せんとする場合とは當然區別せらるべきで、こゝに技術院に於て實施せんとすれば外國より新規なる技術方式を輸入せんとする場合或は其の逆の場合のみを指すものである。

(丙) 規格統一及工業標準化の強制は

我國に於ては未だ完備の域に達してゐないと共に、各廳に分割されて居るから之を技術院に於て一元的に實施する。

次に技術者の動員配置に就ては

(四) 技術者及技能者の計畫的養成に關しては技術院に於て養成に關する綜合的基本方針を企劃すると共に技能者の養成並に技術能力の檢定を實施する。

この事務を所掌して居る既存の部局は移管を要する。

(五) 尙技術者、技能者の適當配置は前述の研究者の配置と同様技術院に於て實施する。

(六) 産業經營に對する技術能力者の充足は技術院及各官廳に於て夫々此の方針に基いて應應すべきものである。

○科學精神の涵養方策

(七) 國民科學精神涵養の觀點より教育教科の刷新を爲す事務は當然文部省にて實施され技術院は綜合科學、技術的見地から之が企劃に當る。

（四） 青少年の技術的訓練施設の整備及國防科學的訓練並に防諜訓練に關しては綜合企劃のみを行ひ實施は文部省、内務省其他關係各廳が當る。

（五） 科學技術の社會教育に就ても前項同様であるが、技術的な刊行物等に就てはこの目的の爲に技術院が直接發行したり發行の指導をしたりする場合も豫想せられる。

（六） 生活科學の確立に就ても技術院は各廳所管事務に對する綜合企劃のみを掌る。

五、技術院の職員の職務

要領の總力戰體制と技術行政中樞機關の項に掲げたやうに技術院の總裁以下各職員の職務内容及命令系統並に權限等の概要を列記すれば次の如くなる。

（一） 總裁は院務を統裁する。

國務大臣をして總裁を兼ねしめ閣議に列し科學技術政策の樹立と其の遂行の責任者たらしめる。

（二） 指導長官は總裁の命を承け

科學技術に關する綜合企畫及連絡統轄に當る。

獨自の權限に基いて諸種の資料を蒐集調査し劃期的躍進を要する科學技術目標を確定し之が（期間を附したる）實現に必要な措置を専門總指導官に命ずる。

優秀技術を以て國家に貢獻した企業又は經營者に對し諸情勢を勘案し綜合的見地より資金統制並經理統制に於て報獎の方途を決定する。

規格統一、工業標準化等其他最高科學技術政策の決定をなす。

總指導官に於て協議調整の整はない事項を裁決する。

（三） 參與は總裁の命を承く。

科學技術審議會に出席して科學技術に關する重要事項を審議する。

四 専門總指導官（航空機々械金材、非金屬材料等）は指導長官の命を承け

擔當する専門技術に關する綜合企畫及連絡統轄に當る。獨自の權限に基いて内外の技術水準其他劃期的に躍進せしむべき技術目標確定に必要な資料を蒐集調査し其目標並之が實現見込期間を設定して案を指導長官に具申する。

優秀技術を以て國家に貢獻した企業又は經營者に對する資金統制並經理統制の運用による報獎の方策を起案し指導長官に具申する。

自己の責務實現の爲他の専門總指導官の共助を要する事項は指導長官を経て、指導長官は其の命令事項として之が實現を他の専門總指導官に命ずる。

斯る場合豫め他の専門總指導官と協議するものである。

専門指導官に於て協議調整不調の事項を裁決する。

規格統一、工業標準化等其他科學技術政策に就て起案し指導長官に具申する。

四 専門指導官は専門總指導官の命を承け

専門技術に關する綜合企畫及連絡統轄に當る。

獨自の權限に基いて其専門に關する内外の技術水準、研究狀況、技術の實施現況等を調査し、内外の諸情勢を勘案して専門技術の劃期的躍進目標を設定し之が豫定期間内の實現に必要な措置を計畫し専門總指導官に具申する。

専門總指導官よりの命令には其實現に必要な新規の研究計畫の樹立、既存の研究計畫の連絡調整、技術者技能者の養成配置、研究資金資材の充當、配給、助成獎勵方策、研究施設の充足、研究機關と現場の連絡方法、研究成果の企業化計畫、外國技術の輸入計畫、研究及技術の指導計畫等必要な一切の措置に付起案する。

右起案事項の中委任事項は直ちに自己の權限職責に於て實施に移し基礎研究、應用研究、生産現場を一貫して統轄指導し責務を遂行すると共に、自己の責務實現の爲他の専門指導官の共助を要する事項は直屬専門總指導官より他の専門總指導官を経て、他の専門總指導

官より之の實現を他の専門指導官に命ずる。

斯る場合豫め他の専門指導官と協議するものである。

實施現場を監督し成績良好なるものは之を表彰又は報奨し、一方怠慢者又は義務違背者を罰するの案を専門總指導官に具申する。

優秀技術を以て國家に貢獻したる企業又は經營者、技術者、技能者に對し報奨、表彰の方策を専門總指導官に具申する。

優秀技術の展開及び其の共用、規格統一、工業標準化に就て起案し専門總指導官に具申する。

(六) 學理振興總指導官は指導長官の命を承け

學理研究に關する綜合企畫及連絡統轄に當る。

獨自の權限に基きて内外の科學水準、其他必要なる事項を調査し内外の諸情勢を勘案し劃期的に躍進せしむべき科學研究目標を設定し

之が實現計畫案を指導長官に具申する。

指導長官より命ぜられた科學の躍進目標並に他部門の技術躍進計畫に對する共助事項に就て之を實現すべき具體計畫を決定し、必要な

措置に付物理、化學振興指導官を指揮命令し監督する。

物理、化學振興指導官に於て協議調整不調の事項を裁決する。

自己の責務遂行に關し他の専門總指導官の共助を要する場合、其他は専門總指導官の場合に準ずる。

(七) 物理振興指導官並に化學振興指導官は學理振興總指導官の命を承け

物理又は化學の研究に關する綜合企畫及連絡統轄に當る。

獨自の權限に基き其専門に關する内外の科學水準、研究狀況等を調査して内外の諸情勢を勘案し、擔當する科學部門の劃期的躍進目標

を設定し之が實現に必要な措置を計畫し學理振興總指導官に具申する。

學理振興總指導官よりの命令に對し其實現に必要な新規の研究計畫の樹立、研究の連絡指導調整方策、人員の養成配置、資金資材の

充當、配給方策助成、奨勵方策、等必要と認める一切の措置に付起案する。

以下、責務遂行其他に關しては概ね専門指導官の場合に準ずる。

四 企畫總指導官は指導長官の命を承け

科學技術に關する綜合企畫及其の連絡統轄に當る。

科學技術に關する調査を行ふ。

科學者、技術者、技能者の養成配置を行ふ。

五 連絡指導官は企畫總指導官の命を承け

科學、技術に關する綜合企畫及其の連絡統轄に當る。

六 技能指導官は企畫總指導官の命を承け

科學者、技術者、技能者の養成並に配置に關する綜合企畫及其の連絡統轄に當る。

右の中、配置に關しては之を實施し、養成は一部實施する。

技術者、技能者の資格檢定を行ひ且其の表彰を立案する。

七 調査指導官は企畫總指導官の命を承け

大東亞共榮圈内の資源並に環境に就て調査を行ふ。

官民の科學技術に關する諸調査に關する綜合企畫及其連絡統轄に當る。

情報並に資料を蒐集整備し諸統計を作成す。

科學技術振興の觀點より必要と認むる文書の刊行、圖書の出版を行ふ。

八 官房監察課長は總裁の特命を承け

技術院に屬する官吏の勤怠並に業績を調査監督し任免賞罰其他に關し意見を付して總裁に具申する。

九 官房庶務課長は總裁の命を承け